

## 平成28年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成28年3月8日（火曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

---

**事務局職員出席者**

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

---

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 滑川公英

○議長（平野忠作） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） おはようございます。17番、滑川公英、平成28年旭市議会第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

気象庁がこの冬を暖冬傾向と予想いたしましたが、12月、1月、2月の平均気温は例年より1.4度高かったそうです。施設園芸は燃料費が削減されましたが、作柄はあまりよくない状態が続いています。アベノミクスの成果を政府は大手企業だけではなく、地方隅々にまで早く浸透させていただきたいと思います。質問に入ります。

1番目として、新庁舎について。

新庁舎建設用地については、昨年3月議会から議員諸氏よりさまざまな質問が展開され、文化の杜公園を建設用地とは、市民会議第2回目から合意形成がされ、議会にはよろしくお願ひしますとのアナウンスの繰り返しでした。国の補助金を返還し、都市公園を潰し、現庁舎跡地を代替の都市公園に造り直し、真水で3億円近い大金がロスカットされます。身銭を切るわけではなく、全て税金だからオーケーなのでしょうか。

今後の工程表については、工程表は2月22日開催の議員全員協議会で提出されましたが、28年度の予定には、地方自治法第4条事務所の設定又は変更。地方公共団体はその事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。2項、前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。第3項、第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体と議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならないと明記されておりますが、工程表には、意思決定の議案提出です。それがどこにも見当たりません。都市計画の変更、県との協議とか計画されています。

一般感覚としては、建てる場所が決まってからいろいろな行動を起こすのが常識と思いますが、いかがなものでしょうか。地方自治法第4条第3項は、執行部は知っていて議会に提案しなかったのか。それとも必要がないと考えていたのかお答え願いたいと思います。

2番目として、文化の杜を建設用地とした場合、旭駅前通りの拡幅や駅前広場整備に長年にわたり二十数億円を費やしております。また、毎年中心市街地活性化対策事業費、空き店舗対策事業費と、二千数百万円をかけている施策については、移動することについての矛盾はどう考えておるのでしょうか。

2番目として、ふるさと納税について。

(1) 道の駅季楽里あさひとの連携による返礼品について。A、B、C、Dのグループに分け、計50品目が返礼品としてホームページに掲載されています。道の駅と全てがコラボしているのか。どのような商品なのか。具体的な説明をお願いいたします。

(2) として、ふるさと納税を利用してもらうための具体的な計画は。予算書から推測するとふるさと納税額1,200万円、委託料として600万円が計上されています。この委託料で行政側は、事務負担はゼロ円なのか。また、寄附金の使い道について詳しい説明をお願いいたします。

(3) として、企業版ふるさと納税について。政府が設定した自治体の地域活性化事業に寄与すれば、寄附額の30%、法人事業税、法人税、法人住民税三税が税額控除される制度ですが、旭市の対応はどうするのでしょうか。

(4) として、旭市民に対し、旭市へのふるさと納税の促進はどうしたのでしょうか。旭市は26年度に864万円ほどほかの自治体に流れました。27年は今までの流出額はどのくらいなのでしょう。昨年、議会で流出を止めようとする愛知県小牧市の例を挙げましたが、旭

市のふるさと納税のホームページのメッセージがこのようにあります。1万円以上のご寄附をいただいた方々には、特典として旭市の特産品等の返礼を贈呈いたします。旭市以外にお住まいの方に限ります。どなたがこのような制度設計をしたのか。制度設計をした理由をお答え願いたいと思います。

3番目の行政改革について。

(1) 市有財産の処分と有効利用について。政府は国を挙げてCO<sub>2</sub>削減、再生エネルギーの活用等、地球温暖化対策をうたっております。活用していない公共施設の屋根、土地等、何度も質問していますが、旭市は腰を上げようとはしません。香取市、成田市では、共同でごみ発電、太陽光発電で地産地消の地域電力会社を6月に設立し、10月から公共施設に電力供給をしますとあります。また、香取市は市内5か所で太陽光発電を行っています。旭市公共施設等総合管理計画骨子案の初めに、市長は市民の貴重な財産の一つである公共施設等を次世代にしっかりと引き継ぐため、市民の皆様とともに考え、全職員一丸とあります。

海上中跡地とか、アグリポケットとか、全然前に進まない物件があるかと思えば、現庁舎の解体後の計画まで作っている、こういう話では相当矛盾しているのではないのでしょうか。

(2) として、消防団の再編について。再編については何年かに1回質問していますが、合併時に18分団64部1,052人体制から、途中で旧3町が再編され、16分団47部891人に再編されましたが、旧旭地域は昭和48年に7分団21部に編成され、合併前に一部合体し20部になったままです。人口、戸数のゆがみが約40年間、旧旭市では放置されたままです。団員数、自治体職員数は人口1万人に対し100人が妥当だと前から言われていますが、執行は旭市の消防団再編をどうする考えでおるのか明確な答弁をお願いいたします。

第1回目の質問をこれで終わります。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の行政改革の消防団の再編成についてお答えしたいと思います。

消防団については、地域の実情を踏まえ、部の統廃合や団員数などについてさまざまな検討を行い、計画的に再編を進めてきております。議員がおっしゃられます1万人に100人という基準は、私どもは理解しておりませんし、合併をして徐々に目的の団員数に進めているところであります。

平成27年度から始まった第3次行政改革アクションプランの中では、平成30年度までに消防団組織を再編成し、消防団の団員数の適正化や計画的な消防車両及び消防庫の整備を行い、組織の強化と機能維持に努めることとなっております。引き続き、消防団組織の再編成については、市民の安全・安心に大きくかかわりますので、慎重に十分な検討を行い進めてまいりたいと思います。

付け加えておきますけれども、国のほうからは消防団員の団員数をあまり減らすなど、そんなような通達も来ているところでもありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは新庁舎につきまして、まず（1）の今後の工程表、この中で2月22日、全員協議会の中で示されたスケジュール案の中に地方自治法第4条に基づく位置の変更の日程がない、予定がないということでございました。この位置の変更議案につきましては当然、物が決定して、そこに建つという大前提があつて、しかも予算措置をされたときということが多分一番例として多いのかなと思います。この位置の変更については、出す時期を制約されているわけではありませんので、当然、今まだあそこの公園、県と協議をしながら都市計画変更、都市公園の変更を進めるという段階でありますので、ここの中でいつというのが明示できない状況ではあると思います。

お示ししたスケジュール案でも、設計業務、それから建設工事とは全て点線にしてございました。ということで、こここの段階ではまだすぐ出すというものではないということでありましたので、ここの中には明示できない状況であったということでご理解いただければと思います。

それから、文化の杜公園を建設用地とした場合のまちづくりとの矛盾というような質問であったと思います。これにつきましては、まちづくり、当然庁舎は便利な場所、市民の誰もが利便性のある、交通の事情、それから官公署との関係等、考慮を払って進めるわけでありますので、ここの中で今候補地となっている文化の杜公園、これがまちづくりの中で矛盾しているとは事務局としては考えていないところでもありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それではふるさと納税関連のご質問にお答えしたいと思います。

最初に、道の駅季楽里あさひとの連携による返礼品ということで、ご質問の全て道の駅のほうからというご質問でした。東日本大震災からの復興期間5年の終了に合わせまして、3

月1日より旭市ふるさと応援寄附推進事業としてふるさと納税制度を開始しております。

寄附者への返礼品ですが、旭市の特産品が集まる道の駅から発送しております。内容は、農産物が野菜詰め合わせ、米、メロン、イチゴ、豚肉、卵等で21種類、水産物がハマグリ、干物など9種類、花がラン、シクラメン、ダリアなど9種類、菓子類が落花生、せんべい、ジェラートなど6種類、加工食品が漬け物、トマトジュース、モツカレーなど6種類。その他としまして、あさピーグッズ、傘、木彫りなど6種類、また、パークゴルフ場利用券や幽学の里で米づくり体験で2種類。現在、合計59種類となっております。

続きまして、2つ目のふるさと納税実施のための具体的な方策ということでございます。

また、寄附金の使い道についてはというご質問がありました。お答えします。

ふるさと納税制度の活用により、旭市を愛し応援しようとする人から広く寄附金を募り、1件当たり1万円を根拠としまして、現在、予算を計上させていただいているところでございます。1,200万円という予算でございます。また、全国有数の食の産地である旭市の豊富な製品のPRの場、あるいは体験交流などの情報発信の場として広く活用し、シティセールスを行うとともに、農業の活性化を図ってまいります。

多くの寄附を募るためには、旭市の政策を理解していただくとともに、寄附者にとって大きな興味となる特産品などの返礼品の充実と魅力発信が重要となります。具体的な方策ですが、魅力あるカタログの作成、道の駅からの情報発信、市内外イベントでのPR、市外集客施設等での掲示、民間も含めた各種ホームページへのリンクの張りつけなど、有効となる手段を実施していきたいと考えております。

続きまして、企業版ふるさと納税のご質問です。企業版のふるさと納税に対する旭市の考え方ということです。企業版のふるさと納税につきましては、今後、決定される税制改正の内容、その制度を十分把握した上で実施について検討したいと考えております。

続きまして、4番目の市民に対して旭市のふるさと納税を促進する呼びかけについてどのようなことをしているのかというご質問です。市民から寄附していただくことはもちろんいいことではありますが、現実的には寄附者が確定申告することでその分税収入がマイナスとなります。返礼品や手数料などのコストを含めると採算に合わないものと判断しているところでございます。

それから、市から外に流出している金額ということで、議員ご指摘の26年度中は864万円というご指摘です。現在のところ、その数字を直近で持っていて、今年度まだ途中でございまして、数字についてはまだ掌握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、3点目の行政改革についての中の市有財産の処分と有効利用についてご回答いたします。行政改革ということですので、全体的な意味での回答ということでよろしく願いいたします。

第3次アクションプランの中で、土地については未利用地を含め積極的な売却を行うこととなっております。また、公共施設については、新庁舎建設に伴う機能集約、保健センターの統合、帳簿組織の再編、保育所の再編、学校の再編などがありますが、市有財産については現状は進んでいないのが現状でございます。処分についてはですけれども。

今後につきましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画で、公共施設等の管理に関する基本的な方針が示され、その方針に基づく施設類型ごとの個別計画を策定していきますので、公共施設の財産の処分や有効利用については、この計画に基づいて行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、新庁舎についてから、順を追って再質問させていただきます。

新庁舎の場所ですけれども、第3項というのはご存じだったんですか。ご存じでない。それは返事になっていませんよね。あなた方が考えていたのか、いないのかというのを最初に質問しているわけですからね。第6回市民会議は、文化の杜を、先日2月22日、同じ日だったんです。建設用地として議事進行が図られているわけでしょう。

皆さん、歴史見れば分かるでしょうよ。大阪城落城はどうなったか知っていますか。夏の陣は冬の陣の時に講和をして、外堀だけ埋めるのが内堀まで埋められて、挙げ句に、今テレビで有名な「真田丸」じゃないですけれども、真田丸を造っても落城して真田幸村は討ち死にしましたよね。我々もこれと同じじゃないですか。周りを全部埋められて、既成事実化されて、その後、じゃ、どうだ。こういうふざけた話じゃないでしょう。お宅の家だって、例えば総務課長の家だって、家を建てる時に土地を決めないですか。計画だけでどんどん、建物だけ決めて土地を決めないで、そんなあほなことやるんですか。だからもし、最初答えていないんですけれども、地方自治法第4条の3項を知っていて議員に去年から全然言わなかったのか。それとも知らなかったのか。どっちなのか再質問ですよ。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 庁舎の位置、これについては議決が必要である。これは当然、執行部としては知っています。ですけれども、庁舎の位置が最低限、ほぼ確定する段階というのがおおむね他の自治体、例えば少なくとも実施設計にそこで入りますよとか、そういう形の時に、その庁舎ができ上がる見込みとか、そういうところも含めて議決を経ているというのが大方のところであると思います。ですから、決してこれを隠そうとか、そういうことは全くございません。当然、議決が必要であるということは重々承知した中で事務を進めているわけであります。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 隠していなかったと言うんだったら、議会に市民会議の結果を昨年度お話ししていますよね。こういうことがありますよというのは明示しないじゃないですか。我々もまさか自治法の第4条第3項にこれまでこういうことがあるというのは、昨年途中から知り得たことであって、今知り得たわけでないし、昨年の初めには知っていなかったと思うんです。それはやはり市民会議の中でも26年にやったと思うんですけれども、なぜそういうことも議会の承認が必要ですよということ、なぜ述べていないんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それについて知らなかったと言われてしまうと、こちらが説明しなかったという部分もありますから執行部の説明が不十分だったのかなという思いはありますけれども、ただ、庁舎の位置に関しましてはもうベテラン議員がたくさんいらっしゃいまして、合併時の議論の中にも庁舎の位置を決める場合には議決というような話が、当時、議論であったと思います。そういうところも踏まえて、当然、うちのほうの思い込みというものもあったんだと思います。位置を変える場合には議決が必要だということは知っているという前提の中で話を進めていたということもありますので、その辺はうちのほうの説明が不足していたということであれば、それはここで謝りたいと。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） お知らせしなくてもよかったと、そのように考えているということでもいいですね。そういうようにしか理解できないでしょうよ。議会にも言わない、市民会議にも言わないで、黙っていれば何とかなるんじゃないかと。これはでも小学校の敷地、中学校の敷地とは違いますよ。それであれば行政のほうの怠慢ではないんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 黙っていればそれで済む、そのようなことは思ったことはございませんので、それはご理解いただきたいと思います。説明が不足している部分あれば、今後、少なくとも必要なものは全て明らかにしながら丁寧に事務をとっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では（2）です。中心市街地で営業している方々のお話を聞きましたか。今でも景気が悪いのに、新庁舎が遠くに行った場合、旭市の中心市街地に寄ってくれる人がなくなると。それでなくても苦しいのに、そうなった場合は何で、先ほど言ったようなことに金をかけていながら、逃げるようなこともしているのかねと。計画そのものは、市民会議にプレゼンしている計画そのものが、そういうことを考慮しない。先ほども言ったように3億円を捨てることについても考慮しないで計画をしているわけですよ。計画したことについては、市有地は全部コストはかかっていない、ゼロ円、産業にも影響が全然分からない。そういうような考えでずっとやってきているんじゃないですか。これはどう考えたっておかしいですよ。あなた方は役所を辞めたら終わりでしょうよ。議員も市長も終わりかもしれないけれども、苦勞するのはそれから延々と営業する方々、そこに住む方々ではないんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、中心市街地の事業を営んでいる方々、非常に景気が厳しいという状況の話がございました。それと庁舎建設を一くくりにして質問を受けるのはどうかというちょっと思いはあります。さまざまな要因があって、今の営業を営んでいる方々、商売をやっている方々の事業の厳しさというのはあるんだと思います。庁舎が例えばそこへ行ったから、それで非常に景気が悪くなってしまいうことで結びつけられてしまうのはちょっとどうかと思います。少なくとも庁舎が移転しましても、今、庁舎で使っている例えば消耗品であったり、例えば昼食を食べるとか、そういったところは全て使えます。当然、職員の給料が出れば、その方たちが市内に落とさせていただいている。そういうこともありますので、その部分はできれば切り離して考えていただけないかなと思っています。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、国も地方も少子・高齢化対策ということで、特に地方については地方創生事業ということで、行政の方々も一生懸命計画を練っていることとは思いますが、我々が考えているのは、やはり市民会議の一部、前々から先輩議員も申ししておりますけれども、市民会議が十何人、それからパブリックコメントが何十人だけでそっちがいいというお話ではないでしょうかということ。今、市庁舎の移転とか新築とかについて、日本全国で今、騒がれているではないんですか。やはりコンパクト化、中心市街地活性化ということであれば、あまり動かさないほうが良いようなこともあるけれども、そういうことについての市民会議の提案の議事にはほとんどがないんですよ。経済的なことはない。自分らの都合がよかったらいい、それだけではないでしょうかということ。もうちょっと大きい、広い考え方をぜひとっていただきたいと思います。

今までの審議会の中で、例えば道の駅の検討委員会の中では、議員が2人いましたけれども、何も市民会議の中にも議員が1人くらいいたっていいわけじゃないですか。議会代表として。いろいろあるわけですが。そういうことも無視して、それから先ほど言ったように第4条第3項も無視したまま皆さんは提案しているわけでしょう。スタートがちょっとボタンがかけ違いしているんじゃないですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 合併してからの旭市の各種審議会の委員につきましては、議会につきましては別の場所で議論がきちんとできるということがあって、議員を入れないというのが慣例になっていたと思います。そういった中でそれぞれの審議会なりが進んできていると、そういう状況もございますので、今回の市民会議にもそういう形でまず発足しているということでもあります。

それと第4条を無視してということは決してありませんので、しかるべき時には当然、この第4条の議論もいただかなければいけません。

それから、新庁舎の建設につきましては、ずっと経緯を追って実施してきておりますけれども、2月22日の議会全員協議会の中でも、平成26年の秋から平成27年3月に市長が政務報告をした、そこまでの間でやはり若干議員の皆様には説明が不足していたのかなということ、その部分の事務についてももう少し詳しく、もしくは細かく説明をしていければよかったのかなということでお答えしたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、今年に概算設計とか出ていますよね。それはもしこれが、文化の杜が否決された場合にはどこでも全部適用されるんですか、その概算設計が。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） これも2月22日の議会全員協議会の時にスケジュール案をお示ししまして、今年度の予算ということで基本計画費、これを盛り込んでありました。その中で、4月から基本計画を実施しますということで、これについても特に大きな反対というか、そういうところがなかったの、その予定で進めようかなということで、この前の議案質疑につきましても、高橋議員にはそのようにお答えしたところであります。

ただ、今の状況の中で、確かに文化の杜公園で場所を確定しているわけではないということがありますので、そのところは少しめどを立てた中で進めたいなと思っています。ただ、この基本計画自体は、当然さまざまな要素を調査いたしますので、それを出したからすぐ無駄になるということではありませんので、当然、どうしても敷地のそこにかかる部分とか、そういう部分で見直しが必要になってまいりますので、その部分はもう少し場所の協議を進めた上で、見きわめた上で発注したいなと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では次、ふるさと納税に移ります。

旭市の道の駅が全て発送しているというお話ですが、野菜の詰め合わせも道の駅に出ている人だけがやるのか、そのようになっているのか、個人なのか、または20%も出資されているJAを全然お伺いしていないのか、その辺のことを詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 基本的には野菜の詰め合わせは道の駅の出荷者で、新鮮なものというようなことで、その時その時に集まってくる生鮮食料品を使っています。JAにつきましては、現在、市内の出荷者の方々からの欠品分、これを中心にJAのほうにお願いして納品いただいているというようなことで営業していると聞いております。ですので、基本的には道の駅の出荷者の方々の野菜の詰め合わせというような形になろうかと思います。

それと、道の駅の出荷者以外のみみたいな話もちよっとありましたけれども、基本的には道の駅の出荷者に登録していただいて、そこからふるさと産品という形で発送したいというふ

うに考えています。よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、道の駅ですね、野菜が足りなくて、何か地元の市場から迂回して納品されているんじゃないかというお話がありますが、出荷者の数というのはスタートの時に88人と聞いておりますけれども、現在はどのくらいの人数になっているのでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 現在の出荷者の登録状況ですが、2月16日現在ということで、農産物の出荷者数が114、市内が107、市外が7ということです。細かく分類すれば、野菜89、米類16、果樹が17という内訳でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。じゃ、やはり出荷者が足りないということで、市外からのものも入れているという考えでいいですね。ただ、基本的には12億6,000万円かけて旭市のためにやったわけですから、計画時点では240人以上道の駅に出荷しますよという方々が約3分の1ちょっとしか出していないというのはやはり問題があると思うので、その辺の対策をぜひやっていただければと思います。答えはいいです。

それでは、ふるさと納税の中の具体的な計画の中で、目標額が低過ぎないでしょうか。銚子市では、本年度末までに当初見込みの倍以上となる1億3,000万円ほど経費を除いても実収入は7,500万円になるそうです。旭市では満を持してふるさと納税を始めたのではなかったのでしょうか。道の駅の売上げ目標を誰も責任を問われない年間最低目標に設定したのと同じではないですか。同じ作業チームがかかわっているから当然なのかもしれませんが、もうちょっとやはりとんがった計画がなぜ作れなかったんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 計画が少な過ぎるというご指摘、予算編成の話だと思います。予算の見積もりにおきましては、県内自治体の平成27年度上半期の平均件数ですね、これが月に100件で、年1,200件ということをご指摘とさせていただきます。なお、これを市の最終目標ということではなく、随時工夫を加えながら、できるだけ多くの寄附が集められるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 実質的な返礼率、還元率はどのようになっているんですか。千葉県大多喜町では、2015年に15億2,796万円が千葉県で断トツに1位です。全国で13位。日本全国でトップは宮崎県都城市で35億円強、2位が静岡県の焼津市で約35億円弱。旭市の還元率、または返礼率はどのように設定されたのか。今、課長が述べたように千葉県の平均であればいいとお思いなんですか。農産物については、皆さん全部ご存じのように、千葉県の中で旭市はナンバーワンですよ。全国でもナンバー9ですよ。何でこんな甘い考えなんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 返礼率ということは、寄附金に対してどのぐらいお礼をするかという話だと思うんですが、これにつきましては旭市の場合、A、B、C、Dと先ほど議員はおっしゃっていました。1万円から2万円までが返礼率がおおよそ3,000円ぐらいとか、そういう幅の中でやっております。基本的には30%前後ということで品物をグループ分けしながら決めているものでございます。この返礼を30%していきながらも、事務手数料やら業者への委託料やらということで経費という部分で考えますと、約半分ぐらいが経費というようなことでございます。それで設計させていただいております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今の還元率が30%というと、どっちかという平均よりも低いんじゃないですかね。

ふるさと納税を県内でもそんなに早く始めたわけじゃないですよ。どっちかという旭市は遅いんですよ。なぜ実績のある自治体のいいところ取りをしないんですか。また言いますけれども、大多喜町はふるさと感謝券というのを出して7割も還元したんですよ。これは町内の飲食店や宿泊施設で利用できます。ですから、旭市でいえば、やはりプレミアムをとった商品券だと思います。それで、これはあまりにも還元率が高過ぎるということで、総務省の指導で今年の3月1日から6割、それでも6割の還元率ですよ。何で旭市が3割の還元率なんですか。やる気があるのかということなんですよ。ただやっていたらいいというだけじゃないでしょうよ。

先ほどもくどいように言っていますけれども、農産物については旭市はナンバーワンなんですよ。もうちょっと考えていただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ふるさと納税についてはやはりさまざまな考え方があると思います。今年、旭市3月1日から始めるわけでありまして、これまで5年間震災に対する全国各地から応援をいただいたわけでありまして、そのことが寄附をもらった方々には返礼をしなかったということで、5年たつという一つの区切りの中で今年から始めるわけでありまして、けれども、そもそも税といいたいまいしょうか、他力本願の市政運営というのはそもそもどうか。このふるさと納税を始める前に市内でいろいろ議論をしたわけでありまして、そういった中で全国的にもやっているということの中で、それはそれで旭市のPRを返礼品としていろんな人に見てもらおう、食べてもらおう、そういうことが大事なことでないかなど。ふるさと納税はぜひやっというところの中で、旭市は他力本願の、よその人から税金をもらうということも一つはありますけれども、自分たちでもっともっと開発をして、開拓をしていこうと、改革をしていこうと、そんなような思いで3,000円くらいの返礼品が妥当ではないか、適当ではないかと、そんなような思いで作ったわけでありまして。

きょうも少し見せていただいたわけでありまして、7日間で二十数名の方々から寄附金をいただきました。これはやはり強制的に、寄附でありますのでくれぐれでもらうということではできないわけでありまして、旭市のPRを主眼にして、目的にしてこのふるさと納税はやるということをご理解いただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では3番の企業版ふるさと納税に移ります。

平成28年度から31年度の、これは4年間の時限立法で政府はやると言っておりますが、現行の寄附税額控除ですね、これは3割ですよ。そのほかに企業版ふるさと納税をすると3割ということで、税金が6割削減されるわけですから、これはどう考えてもやはり企業に行政のほうでアタックしてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議員おっしゃるとおりだと思いますが、まだ制度設計が、情報ではこういう制度になる、今、議員おっしゃったとおり3割の控除が今度倍になって6割になるというような情報が流れています。ただ、そのための条件ですとか、例えば地方創生の

その寄附金についてはこういう用途で使いますよですとか、そういう計画を作った後に、国のほうで認定を受けてその後始めるとか、そういったような詳しいことがちょっとできていません。ですので、その辺の情報が集まり次第対応について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 企業にとっては大変な減税になるわけですから、ぜひ旭市の企業に対してPRしてもらって、旭市に企業納税をしていただけるような方向でお願いしたいと思えます。

4番のふるさと納税の市民に対する協力はという話なんですけれども、これは前にも言ったんですけれども、寄附額というのは都城市、先ほど言った1件当たり約1万3,000円台です。3番目か4番目かな。天童市が1件当たり1万6,000円台。1万円台が多数で、どこの自治体でも市外からの寄附というのが90%台なんです。

旭市を愛したいと思っている市民は、寄附はいただきます、返礼品は何もあげませんと強烈にホームページにうたってありますよね。ふるさと納税のホームページにうたってあります。フェイスブックにうたってあります。赤い字で書いてありますよ。自治体自らの収益を拒む体質はなぜなんですか。こんなどこ行ったらって、ホームページに赤い字で市民からふるさと納税を受け付けませんと言っている所はないですよ。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） ちょっと解釈が違っているのかなと。拒んでいるわけではございません。寄附は受けられます。ただ、返礼品に関しては、先ほど申し上げましたようにコストを含めちゃうと採算に合わない。具体的にちょっと説明させていただきます。

1万円の寄附を市民から受けた場合、まず所得税の軽減額があります。これは8,000円の5%になりますので400円。県民税の軽減額、これが400円引いた7,600円、これの40%が県民税の軽減です。3,040円。それから市民税の軽減額が、これが市のマイナス分になるんですが7,600円の60%分で4,560円です。この4,560円と、例えば返礼品を送った場合、先ほどの例でいきますと30%相当で送料込みと考えますと約3,500円分ぐらい。それから事務経費が、委託料がかかりますので、これが1,300円弱です。そうしますと、今、申し上げました市民税の軽減分の60%分、記念品の送料込みの3,500円、事務経費、これらを含めると

9,300円から9,400円ぐらいの、1万円の寄附に対して、持ち出しがかかるわけです。実質、500円前後の寄附金が市の収入となって、ましてそれを拒むのではなく、1万円が減税になってしまう。そういうことで採算が合わないかなというふうに申し上げました。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 1回目の質問で、27年の今までの流出額というのはどのくらいなんですか。これはまだ答えていないので、答えていただきたい。

それで、今までふるさと納税について言いました。例えば1億3,000万円が銚子市で寄附されたものが、実質収入が7,500万円ぐらいになると。これは議会に提案されている案件なんです。だったら同じようにやれば同じようになるんじゃないんですか。市民から寄附されたら、損するからやらない。何考えているんですかね。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 銚子市の件につきましては、他の自治体ですのであまりはっきり回答しづらいんですが、積極的には市民にふるさと納税を呼びかけているという話はないそうです。ただ、できますよということで寄附の申込みがあれば返礼品をお返ししているというふうに事務処理のほうは行っているというふうに伺っています。ただ、その率からいきますと5%にも満たない、市民からのふるさと納税はというふうに伺っています。非常に少ない額だと聞いています。

それと、今、議員おっしゃった1億3,000万円の寄附に対して6,000万円、7,000万円の収入があるというのは、旭市の場合ですと、先ほど50%ぐらいの経費というふうに申し上げましたが、例えばそれが1億円という数字になるかどうかは別にしまして、1億円ということになると、今の事務費やら返礼品やらの割合からいきますと5,000万円ぐらいの実質の寄附金に対する収入というような考え方ができるのかなというふうに思っています。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 1回目で答弁させていただきました。27年は途中ですので、まだ集計が出ていないということで数字をつかんでおりません。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） ですので、その数字が出ていないということです。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 旭市の活性化のために道の駅とか、それからふるさと納税もやっているわけだと思うんですよ、基本的には。私はそう考えているんですけども。この旭市商振連が発行している商品券がなぜ返礼品として使えないのか。そうすれば商店街、飲食店街だってもっとプラスになるんじゃないかと思いますよ。

銚子市では来年度予算では2億3,000万円を予定しておりますよね。勝浦市でもふるさと納税額の見込みは6億円。返礼品代が4億5,000万円ですよ。だから、いいところを考えればいい。要するに誰が計画しているんだか知らないけれども、悪いほうの計画だけで全部マイナスだからやらないという考えはないでしょうというの。やる気があるのか、本当に。

昔も言いましたよ。2年前に言いましたよ。太陽光が1キロワット30万円ならできるのに、99万円とか88万円でなかったらできないのは旭市がおかしいと言ったのに、やる気がないとやったでしょうよ。それと同じじゃないですか。なぜ皆さんはプラスになる行政に訪れてノウハウを聞くのは当たり前じゃないですか。やらないとは何事なんですよ。プラスになっているところがあるから、一生懸命になってふるさと納税をやっているわけでしょう。市民からふるさと納税も受けているわけでしょうよ。市長、どうお考えでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ふるさと納税のそもそもの原点といたしましうか、そういったものは、やはりその出身の地域、ふるさとに思いをはせて、ふるさとの活性化、そういったものを遠くからいて応援したいと、そういったことの中で始まった事業だと認識をしているところでありまして、それを今、少し震災があった中で遅れてスタートしたわけでありまして、いろいろな先進事例を参考にしながら自主財源が少ない中でそういった部分も確かに欲しいのかなと、そういった部分はありますけれども、それを無理やり強制的にあれやれ、これやれというような制度ではないのかなと私は認識しておりまして、寄附金が、議員の皆さん方が思っているほど上がらないという部分もあるのかもしれませんが、取りあえずスタートしたということの中で1年、2年推移を見させていただきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市長、答弁どうもありがとうございました。

23年から5年間やらなかったと言いますが、お言葉を返すようですが、ふるさと納税は、東北3県は3年目からふるさと納税を受け入れている都市がたくさんありますので、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

それでは、行政改革の1番は分かりました。2番にいきたいと思います。

消防団員の再編成なんですけれども、平成30年に再編成するという答弁をいただきましたが、10年前から比べると全国の消防団は100万人から85万人に減っています。我々の所は、総務省からクレームが来るから減らさない、減らさないとずっと来ましたが、実際にはクレームが来ているわけじゃないですけれども、旭市の人口減少、それから地域の隔たり、地域間格差というのはどんどん広がっているのに、それを修正しないというのはやはりどう考えても旭市民のためにはなっていないと思います。

なっている所はありますよ。それは、今の現状でいいというのは大賛成なんです。ところが、泣いている所は戸数が少ない所、若い人の力がない所、そういう方々は強制的にやはり消防団維持費、それから団員も提出しているわけです。ところが、人口のある所というのは市長もご存じのように、ほとんどが指名をして、その人が指名で逃げちゃったら、この方は消防団員については生きての間はやらなくてもいいという話になっちゃうんです。

だから、私はもう10年以上も前から旧旭市について再編をしていただきたいと。それから、合併しても再編をしていただきたいと言ってきたわけなんですけれども、ほとんどこれ、先ほど、減っていますというのは、これは旧3町が再編して減っただけであって、旭市は全然減っていないんです。ただ表向き減っていないんです。実際には幽霊団員があるからという話なんですよね。だからその辺も、団員の中でも大変不公平じゃないかという声があるんですけれども、合併して10年を超えたんですから、旧旭市域についても再編はしていただきたいと思いますが。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） ただいまの再質問についてお答え申し上げます。

合併後の消防団組織の取り組みといたしまして、1つの分団を3つの部で構成できますよう、旭、海上、飯岡及び干潟地区で再編を進めてまいりました。今後も消防団組織の再編に取り組み、平成30年度までに条例を改正しまして、団員定数1,052人を750人程度とする予定であります。

以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 3回目の質問で、先ほども質問しましたように、戸数の格差が進み、各自治体の財政負担、団員負担が大変大きくなり過ぎております。市長は長年消防団経験者ですからよくご存じのことと思いますが、消防団活動費は部のある各自治会からの負担金、または各戸当たりの負担金で成り立っています。旭市が3月1日現在、2万5,501戸のうち多分9,000戸近くは各自治会、約140ある区に属していないと思いますが、消防団活動の協賛金というのは、その方々からもいただいているのでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） 定数の適正化に伴いまして、団員数の削減となりますが、その調整から団員報酬の増額を考えております。地区負担の軽減につながればよいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市長は消防団長の時に、共和地区の本部役員から再編してくれと言われましたら、消防団長はできないけれども、市長だったらできるということは彼に答弁しております。それで、実際に今、ほとんどの各地区の消防団費というのは3,000円くらいだと思います。ところがそれが4,000円、5,000円、6,000円、7,000円と、そういう所もあるわけですね。そういう方々というのは大変泣いております。旧旭市でも40年にわたって全然再編していないということです。第2の3、4ですか、これが合併して3部になっていますから、この地域の人は再編に効果が出ていると思いますけれども、そのほかの地域は戸数が減っているのに、区で払っている場合は負担金は、例えばお宅の区は30万円拠出をお願いしますと。それでなかったら消防団員が全部一戸ずつ回って3,000円お願いします。2,000円お願いしますということでやっていると思うんですよ。

私が言っているのは、公的な消防団に対する給料とか経費じゃないんですよ。消防団の運営費は、皆様が分からないところがたくさんあるわけでしょう。一番市長がよくご存じなわけですから、少なくともどんな小さい所だって70万円、80万円の運営費を使っているわけですよ。それは全部市民の浄財から来ているわけだけれども、その浄財が、住んでいる区によって負担金が違うなんて、こんないいかげんなことはないと思うから、私は3回も4回も旧旭市については再編してくれと言っているわけです。もう1年半ありますけれども、市長の勇断を求めています。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 消防団編成、団員数の問題、各地区の負担金の問題、さまざまな地区によっても不公平というか、そういった部分があるのかもしれませんが。しかし、このことは消防団幹部の皆さん方にもぜひ議論をしてほしい、消防本部にもいろいろそういった指導をしてほしいと、そういうことの中でやっているわけでありまして、なかなか地域の安全・安心を守ることが、地域がやはりそういった部分では安心・安全が最優先ということになりますと、団員の減少という部分もなかなか難しい部分があるわけでありまして、現場と本部とか、そういった机上の計画とは多少ずれているのが当然ではないのかなど。地域は本当に、消防団があるということが非常に安心を獲得できるというような部分もありますので、なかなかそのところが再編成が進まないという部分であります。

ただ、負担の問題については、10年ぐらい前から、合併以前から、旧旭市では消防庫の整備あるいはポンプ自動車の整備、そういった部分は全部公費で負担していたわけでありまして、なるべく地元には負担をかけない。これは元加瀬五郎市長がそういった部分でも、本当に地域の安全を守ってくれる消防団には負担をかけない、地域にも負担をかけないと、そういったようなことで進んできたわけでありまして、そのところはずっと継承して、なるべくなら地区にも負担をかけないようなそんな消防でありたいと、そんなような思いで今もずっといるところでありますので、現実、消防団の中で区との話し合い、そういった部分もしっかりしてもらっているわけでありまして、短兵急といいましょうか、一足飛びになかなか改変できない部分はあろうと思いますけれども、どうぞご理解いただき、地域の安全・安心を守ることの大前提の基本でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 米 本 弥一郎

○議長（平野忠作） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（3番 米本弥一郎 登壇）

○3番（米本弥一郎） 皆さんこんにちは。議席番号3番、米本弥一郎です。

平野忠作議長より発言の許可をいただきましたので、平成28年第1回定例会におきまして2項目10点の一般質問をさせていただきます。

初めに、総合病院国保旭中央病院についてお伺いします。

中央病院は本年4月1日に、地方独立行政法人法に基づき、地域の中核的な基幹病院として救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療・介護及び福祉の提供、医療に関する研究、研修を行うとともに、他の医療機関及び市と連携して、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として、地方独立行政法人へ移行します。

3月1日の施政方針では、その法人の初代理事長として吉田象二氏が適任と判断し、内示をしたとの報告がありました。吉田氏は、病院長として平成24年度の自治体立優良病院総務大臣表彰を受賞され、翌年からは専任の事業管理者として病院事業の経営統括を担われ、今日まで健全経営を続けてこられました。私も吉田氏が適任であり、新しい地方独立行政法人の基盤をしっかりと作ってくださると確信しています。

この理事長人事は、市民はもとより100万医療圏の住民の皆さん、そして全国の医療関係の皆さんが注目しています。初めに、この選任の理由をお伺いします。

また、地方独立行政法人法、同施行令、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款等により、監事2人以内を任命し、会計監査人を選任することとなります。この点についてはどのようにお考えかお伺いします。

吉田病院事業管理者には、内示を受けての現在の心境をお伺いします。

次に2点目、企業債償還についてお伺いします。初めに、平成27年度末の企業債の残高とその支払利息の合計額をお伺いいたします。

3点目は、市民の優位性についてお伺いします。旭市民が中央病院にかかるときに、市外の方より優遇されることがあればお伺いします。

次に4点目、市の経済、財政への影響についてお伺いします。中央病院の市内業者、市内に支店、営業所のある業者との契約、取引の件数と金額をお伺いします。同じように、市の契約、取引の状況についてお伺いします。

5点目、市の執行部及び議会との関係についてお伺いします。移行後に市の執行部と地方

独立行政法人との定期的な意見交換、情報交換のような場が設けられるのかお伺いします。

また、旭中央病院地方独立行政法人移行準備室はどのように再編されるのかお伺いします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例第7条は、委員会の庶務は企画政策課において処理するとしています。現在、評価委員会の開催や会議録は市のホームページ等で公開されています。このことに変わりはないかお伺いします。

続いて2項目め、読書活動の推進についてお伺いします。

昨年、私は文教福祉常任委員会で、石川県白山市立松南小学校を行政視察いたしました。ここで最も印象に残ったのは図書室でした。従来の図書室のイメージとは大きく違い、児童昇降口の隣のスペースに本棚を設置し、ブックガーデンと呼んでいるとのことでした。児童は登校するとここを通過して教室へ入り、下校時にはここでスクールバスを待っているということで、本に触れる機会が多くなります。そのため読書量も多く、学力も高いということでした。石川県が、全国学力・学習状況調査で小学校・中学校ともにトップクラスである要因の一つだと感じました。

また、ちば県民だより2月号では、子どもと本をつなぐ、読書県「ちば」を目指してという特集が生まれ、第三次の千葉県子ども読書活動推進計画が策定されたことなどが報じられています。

この機会にご紹介いたしますが、ちば県民だより2月号の表紙は、中央小の佐藤智仁さんの千葉県子どもの読書活動推進啓発ポスター最優秀賞の作品です。本からロケットや海賊船、機関車などが飛び出している図柄で、本には子どもたちの夢や希望が詰まっているということがよく分かるポスターです。

一方、本市では、平成27年第4回定例会の林晴道議員の、総合計画の6つの基本方針のうち心豊かな人と文化を育むまちづくりの進捗状況が5段階で3.76と、他の分野より低い理由はとの一般質問に対し、図書館の整備等より東日本大震災の復興を優先させたとの答弁がありました。

そこで、復興を進めつつ読書活動、図書館の整備も推進するために質問をさせていただきます。

1点目に、子どもの読書活動の推進に関する法律についてお伺いします。この法律の目的、基本理念、市の責務、公布日、施行日についてお伺いします。

2点目は、ブックスタート事業についてお伺いします。この事業がどのように実施されているのか、詳細な説明をお願いします。対象となった方々の様子もお伺いします。

3点目は、幼稚園、保育所、小・中学校で現在どのように読書活動に取り組んでいるのかお伺いします。

4点目は、旭市図書館、図書室の蔵書数、利用者数、利用冊数の推移をお伺いします。

5点目は、読書手帳、読書通帳の取り組みについてお伺いします。近隣自治体で、読書手帳、読書通帳と呼ばれる取り組みがされています。この取り組みについてお示してください。この事業費や財源についてもお伺いします。

以上、2項目10点の質問をさせていただきました。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 米本議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは1番目、総合病院国保旭中央病院について、独立行政法人の役員等について、理事長の選出の理由、監事の任命、会計監査人についてということでお答えをしたいと思います。

理事長の選出の理由につきましては、地方独立行政法人法に規定する当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して、高度な知識及び経験を有する者を念頭に、昭和55年の旭中央病院への奉職後35年にわたり地域医療に精通し、特に平成18年の事業管理者への就任以来、10年間の管理者経験を有し、その間、旭中央病院を地域の中核的な病院として維持、発展させるとともに、全国自治体病院協議会の常務理事等を歴任する吉田事業管理者が理事長に最適と考えたものであります。

監事につきましては、主に法令遵守等の観点から弁護士である者を、また会計上の観点から税理士等の者をそれぞれ1名ずつ任命したいと考えております。会計監査人につきましては、法人発足後の早い時期に会計監査法人を対象に選任する考えであります。

以上です。

○議長（平野忠作） 事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） このほど病院理事長の内示をお受けしたわけでありましたが、4月1日から地方独立行政法人への経営形態へ移行するわけでありましたが、1979年に公営企業全部適用になって以来の大きな変革になります。

これまで、他の自治体病院に先駆けて公営企業全部適用を採用し、診療面でも経営面でも

全国有数の病院として成長を続けてまいりました。4月からは地方独立行政法人として、これから起こり得るさまざまな変化に柔軟に対応していかなければなりません。これから迎える超高齢化社会や地域連携の推進等、やるべきことは数多くあり、独立行政法人の公共性、透明性、自主性という三大要素がありますが、こういうものを念頭に置いて、先日議決いただいた中期計画を達成するように努力いたします。当該地域の医療を未来へつなげるべく、良質の医療提供、健全経営に邁進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから1番の（2）企業債償還について、27年度末の残高とその支払利息の合計額というご質問でございました。ご回答申し上げます。

27年度末の残高は、27年度借り入れ予定額1億9,500万円を加えると、248億965万2,996円です。また、現在借り入れしている企業債の最終返済期限であります平成52年度末までの支払利息の合計額は、50億189万4,193円でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、（3）の市民の優位性についてと、（4）の市の経済、財政への影響についてそれぞれお答えさせていただきます。

まず、市の優位性についてということで、市民の方々が優遇されているものがあるかということですが、市外在住の方に比べて、旭市民の方々につきましては、まず料金面で入院時の差額室料が2割程度安く設定されております。また、時間外の選定療養費5,400円につきましては、市民の方につきましては算定しないこととしております。

続きまして、（4）の市の経済、財政への影響でございますけれども、市内業者及び市内に支店、営業所のある業者との取引額がどのくらいかというご質問でございます。平成26年度の病院の入札等における契約状況についてお答えいたします。

まず、工事費は36件、17億2,216万670円で、そのうち市内業者は19件、16億5,225万6,850円。それから、市内に支店、営業所のある業者、いわゆる準市内業者と呼んでおりますけれども、これは工事ではございませんでした。

それから、器具及び備品費につきましては161件、6億129万5,786円で、うち市内業者は37件、1,039万1,695円。準市内業者は54件、2億2,721万4,576円でした。

それから、ソフト関係ですけれども、開発費は48件、2億2,740万2,640円で、うち市内業

者はありませんでした。準市内業者は3件、896万4,000円ちょうどでございます。

それから、委託費につきましては234件、22億5,872万3,975円で、うち市内業者は5件、4,048万6,375円。準市内業者は21件、4,729万6,872円であります。

トータルで、一応今申しました工事費から委託費、合計479件、48億958万3,071円のうち市内業者は61件で17億313万4,920円。準市内業者は78件、2億8,347万5,448円ございました。

そのほかにも幾つか細かいのはあるんですけども、大きなところでは以上のとおりでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、4番目の市の経済、財政への影響について、市の契約分についてお答え申し上げます。

平成26年度の旭市の契約状況ですが、各担当課によります小額の契約については把握しておりませんので、財政課が各課から依頼を受けて入札等により執行している件数について回答させていただきます。

総契約数が273件、総額61億3,976万8,115円。このうち市内、準市内合わせた落札分が153件、41億4,999万9,654円、67.6%であります。内訳といたしまして、建設工事関係が計93件、55億3,197万7,394円。このうち市内、準市内の落札分が92件、39億7,256万5,394円、71.8%。この中にはJV案件の市内業者出資割合の40%が入っております。

次に委託業務、137件で4億4,791万9,960円。このうち市内、準市内落札分が49件、1億4,992万9,302円、33.5%。最後に物品購入ですが、計43件で1億5,987万761円。このうち市内業者落札が12件、2,750万4,958円、17.2%という状況です。

委託業務と物品購入について市内の比率が低くなっておりますが、これは専門的な分野、例えば消防ポンプ自動車ですとか、そういったものについて市内業者がいないためと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、（5）の質問の中で、独法移行準備室をどのように再編するのかということで、その部分だけ総務課からお答えいたします。

まず、地方独立行政法人移行後の中央病院に関しましては、旭市行政組織規則の中で企画政策課企画調整班の事務分掌ということで、その中に地方独立行政法人総合病院国保旭中央

病院調整室に関することということを含め、中央病院との連絡調整を所管していくことになる、そのように予定しております。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうからは、（５）の同じく独法化後も市と病院との意見交換は続けられるのか。もう一つ、評価委員会の内容について、今までと同様公表していくのかという質問にお答えしたいと思います。

独法への移行後も定期的に意見交換は続けてまいります。また、評価委員会の内容についても、現在行っているものと同様に公表していきます。特に独法化後につきましては、各事業年度における業務の実績の評価、中期目標に係る業務の実績に係る評価等を行うこととなりますので、これらを公表することにより法人の経営の状況がより透明性を増すものと考えています。

以上です。

○議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうからは、大きな２項目めの読書活動の推進について、（１）から（５）までについてのご質問にお答えいたします。

初めに、子どもの読書活動の推進に関する法律について、この法律の目的、基本理念、市の責務等についてお答えをいたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律につきましては、平成13年12月12日、法律第154号により公布、施行されました。この法律の目的は、子どもの読書活動の推進に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としております。

また、基本理念につきましては、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないとしております。

なお、市町村の責務といたしましては、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとしております。

次に、（２）のブックスタート事業についてであります。事業がどのように実施されてい

るのか。また、対象となった方の様子についてというご質問でございます。

ブックスタート事業につきましては、旭市に住所を有する満1歳に達するまでの全ての乳児及びその保護者に絵本をプレゼントし、乳児と保護者が絵本を通して、心豊かで楽しいひとときを分かち合い、家庭や地域での良好な子育て環境が整えられるように支援することを目的に、関係各課との連携のもと、平成25年4月から、市内に住所を有する4か月児を対象として健診の際に配布しているところであります。

実施の方法としましては、健診の始まる前にブックスタートボランティアが乳児と保護者に事業の趣旨を伝え、絵本を読み、絵本の入ったブックスタートパックとして絵本2冊、イラストアドバイス集、コットンバッグ、図書館利用案内、図書利用カード交付申込書、絵本リストを手渡すものであります。また、事業が開始されました平成25年8月から28年2月までに、合計1,226名の乳児に配布したところであります。なお、対象となった方の様子ですが、保護者も赤ちゃんが見せるさまざまな反応にとっても喜んでおります。

次に、幼稚園、保育所、小・中学校での読書の推進についてということで、どのように読書活動に取り組んでいるのかということでございます。

昨年5月、子ども読書活動推進計画策定に当たり、市内の保育所18か所、幼稚園4か所に実施したアンケートの主な結果といたしましては、毎日実施している読書活動として素話が2か所、読み聞かせは7か所、ブックトークが3か所、紙芝居は12か所。幼稚園では、読み聞かせが4か所、紙芝居は2か所となっております。また、保育所、幼稚園で所有している蔵書数の合計は6,000冊余りであります。

次に4点目です。図書館、図書室の利用について、蔵書数、利用者数、利用冊数ということでございます。

平成26年度における図書館の蔵書冊数は10万1,000冊余りで、利用者数は3万2,000人余り、利用冊数は10万4,000冊余りとなっております。過去5年間の推移を見ますと、蔵書冊数は年々増えている状況であります。利用者数、利用冊数ともに多少減少している状況であります。利用対象者別に見ますと、中学生、高校生、児童の利用人数の減少が多く見受けられます。しかしながら、小・中学校への団体貸し出し冊数は増えている状況であります。なお、海上公民館、干潟公民館、ユートピアセンターにおける図書室の利用冊数は、海上公民館が7,000冊から約5,000冊に減少しておりますが、干潟公民館は約600冊、ユートピアセンターは約500冊程度で推移している状況であります。

最後に5点目であります。読書手帳、通帳の取り組みについてということで、取り組みの

内容や事業費、財源ということでございます。近年、公共図書館におきましては、読書手帳、通帳の導入が進んでおりまして、預金通帳タイプは銀行のATMのような専用端末に通帳を通しますと、読んだ本のタイトルや貸出日、作者名、図書の本価も記帳でき、金額にしていくらかの本を読んだというような記録も残せるようであります。また、読書手帳につきましては、利用者が自分で貸出記録を書き込む自書タイプや貸出記録が印字されたシールを張りつけるお薬手帳タイプなどがあるようであります。

近隣におきます取り組み状況でありますけれども、銚子市、東金市、横芝光町におきましては読書手帳を配布しているようであります。また、事業費につきましては、預金通帳タイプでありますと銀行のATMのような専用端末を導入するに当たりまして、500万円程度の費用が必要ということでもあります。また、貸出記録が印字されたシールを張りつけるお薬手帳タイプでは、印字シールなどのランニングコストや印刷に必要なソフトの導入に費用がかかります。

なお、財源につきましては、いずれのタイプにつきましても一般財源によるものと考えております。

以上で、生涯学習課から終わります。

○議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 私からは、項目2の3点目、幼稚園、保育所、小・中学校の読書活動の取り組みに関する質問につきまして、公設公営保育所12か所の状況についてお答えいたします。

まず、保育所での蔵書数ですが、平均しますと月刊誌を含めて約140冊でございます。次に、読み聞かせなどの活動ですが、紙芝居、読み聞かせは、ほぼ全ての保育所が毎日、または週二、三回の頻度で定期的を実施しています。このほか素話、パネルシアター、ブックトークも、不定期の実施を含め全ての保育所で実施しております。また、保護者に対しまして図書館事業のPRをはじめ、読み聞かせについて声かけするなど、読み聞かせの推進を働きかけております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学校教育課からは、質問事項2の（3）に係りまして、小・中学校での読書の推進についてお答えいたします。

市内の各小・中学校では、児童・生徒が本に親しみ、たくさんの本と出会いながら心豊か

に成長していけるよう、学年に応じた読書活動を推進しているところです。市内小・中学校では、多くの学校が始業前に実施する朝の読書に取り組んでいます。これは児童・生徒が自分で本を選び、読書の楽しさや喜びを体験すること、そしてその習慣化を目指しているものです。また、授業においても知りたいこと、興味を持っていることについて、図書資料や新聞などさまざまな学習資料を用いて調べる、いわゆる調べ学習を積極的に取り入れております。図書資料などを活用し、調べ学習を行うことによって必要な情報を収集し、自分なりの考えを持ち、目的に応じてまとめ、発信していく力を身につけさせるため読書指導にも努めております。

本市では、このような読書活動の充実を図るため、近隣市にはない取り組みとして学校図書館司書4名を市内全ての小・中学校へ巡回配置し、読書環境を整えるとともに、ブックトークや読み聞かせを行うなど積極的な支援を行っているところでございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目めの2点目について再質問をさせていただきます。

現在、日本銀行によるマイナス金利が導入されています。企業債は固定金利であります、これが長期に続いた場合、償還に影響がないのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問、マイナス金利の影響は企業債にどうなんだということでございます。

議員おっしゃるように、今、借り入れしている企業債につきましては固定金利であり、今後、特にその利息に影響を受けることはございません。ただ、今年度予定しておりました繰上償還には影響のほうが出てまいりました。27年9月議会において補正予算のご承認をいただきました繰上償還につきましては、当初借入額が11億1,900万円の地方公共団体金融機構からの借入分と26億3,100万円の財務省からの借り入れ分の2本の執行を予定してございました。11億1,900万円分につきましては、昨年12月に予定どおり繰上償還を執行いたしました。もう一本の26億3,100万円分につきましては、この28年3月1日に繰上償還をする予定でございましたが、1月29日に日銀政策会議で発表されましたマイナス金利政策によりまして、償還保証金の算定基準となる超長期国債の利回りが大幅に低下いたしました。2月8日が保証金の算定基準日でございますが、保証金額が当初見積もり額3億6,400万円、補正

予算額のほうは4億1,800万円でしたが、それらを大幅に上回る5億900万円となり、特別損失の予算額をオーバーすることから、執行のほうはいたしませんでした。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 企業債の償還そのものには影響ないけれども、繰上償還が執行できなくなつたということで、思わぬところに影響が出たなと思います。この繰上償還については議論のあつたところですので、丁寧な説明をお願いして再々質問をさせていただきます。

地方独立行政法人法施行令第12条第1項の解釈についてお伺いします。これは支払い期日を定めたものですが、病院が先に市へ長期借入金の元利金を支払って、その後に、その金銭で市が企業債の元利償還をするという理解でよいのかお伺いします。

また、実際の支払い日はいつになるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、ご質問の地方独法の施行令第12条のご指摘がありました。米本議員のおっしゃるとおりでございます。条文の内容ですが、公営企業型地方独立行政法人が設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払い額、並びにこれらの支払い期日は、当該未償還地方債に係る支払い額及び支払い期日となるというような規定でございますので、病院がその期日までに市に返還するということになります。

あと、具体的な実際の支払い日はいつなのかというご質問ですが、これは起債の本数がかなりございます。基本的には全て3月と9月で、契約の内容によりまして1日のもの、20日のもの、25日のものということで何種類かあります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 平成26年11月30日に、患者さんがよりよい医療を受けるためのシンポジウムがいかおかユートピアセンターで開催されました。これにシンポジストとして出席されていた田中信孝病院長から、中央病院も将来的にはダウンサイジング、規模を縮小という意味でしょうか、する時が来るだろうとの発言があつたと記憶しております。100万医療圏の人口が減少していくことは避けられません。当面は、超高齢化によって医療需要は減少しないと思いますが、その先に医療需要の減少、規模の縮小、収入、収益の減少で、企業債が返済できないということにならないのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問でございます。

12月議会のほうでご承認いただきました中期計画の資金計画のほうでご説明させていただきますと、4年間の合計で企業債の返済の元金は64億2,600万円、支払利息は14億9,700万円の返済をした後に、15億4,400万円の次期への繰越金が出る予定で今取り組んでいるところであり、返済に問題のほうはございません。また、将来にわたり返済に支障のないように引き続き努力のほうをしていくところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、3点目の再質問をさせていただきます。

市民は幾つか優遇されているようですが、地方独立行政法人に移行してもこのことは変わらないのかお尋ねします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 独法になっても同じ条件でいくのかというご質問だと思います

けれども、今のところ変更することについては考えておりません。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、4点目の質問に移ります。

先ほど中央病院からお返事いただきましたが、医療という専門性の高い業務をされているので、市内業者との契約、取引等は少ないのかなと考えていましたが、市に比べれば少ないものの、それでも19億円を超えるかなりの額ということが分かりました。

ここで再質問ですが、移行後も契約、取引のルールは変わることはないのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私から、（４）の市の経済、財政の影響についての再質問、独法化後調達ルールについてのご質問についてお答えさせていただきます。

現在、重油等の燃料関係や一般消耗品ですとか食料品などは、市内業者を優先的に発注しております。また、建設工事などにつきましても、市の建設工事業種別参加資格基準ののっとりまして、市内及び準市内業者を対象に入札等を実施しております。

今後につきましても、透明性及び経費削減を確保しつつ、これまでと同様に市内業者などにつきましても可能な限り配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、中央病院が直接雇用している職員数、給与総額、市民税の総額と、そのうち旭市に納税している職員数、給与総額、市民税の総額をお伺いします。同じことを市の職員についてもお伺いします。

併せて、中央病院には、旭市に市民税を納税している方の医師、看護師、医療技術者といった職種ごとの人数をお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうから、ただいまの質問がありました直接雇用している職員数、給与総額、市民税額、それからそのうちの旭市に納税しているそれぞれ、併せて医師等の内訳、職種ごとの内訳について回答させていただきます。

平成28年1月1日時点での定数条例に該当する職員数は1,881名です。うち旭市に納税している職員数は1,187名でございます。平成26年度の給与総支給額は112億3,517万2,852円で、うち旭市に納税している職員分は72億4,006万2,400円です。平成26年度の住民税の納付額は4億8,434万4,600円で、うち旭市に納税している職員分は3億2,550万7,400円となっております。

それから、市民税を納税している職種ごとの人数ですけれども、平成28年1月1日現在のそれぞれ納税者の人数は、医師176名中96人、それから看護師847名中522名、医療技術員351名中190名、その他職員507名中379名でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市の職員についても同じ数字をとということでございました。26年4月1日現在の職員数、これは708名。市内の職員は592名となっております。26年度の給与の額ですが、全体として39億1,849万1,773円で、市内職員分として32億6,903万5,917円。納税額ですが、全体は1億5,559万2,700円、市内職員分1億3,086万8,600円という数字になっています。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 職員の数が大変多くて、市の雇用や財政に大きく貢献されているということがよく分かりました。

それでは、4回目の質問をさせていただきます。

医師は96名の方が市民税を納めてくださっているとのことですが、それ以外の方は他の市町村へ住民税を納めていらっしゃるんだと思います。医師の方は基本的には病院の敷地内にお住まいで、旭市の行政サービスを受けていらっしゃるわけですから、旭市に市民税を納めていただける市が課税できるのではないかと思います。税制はどうなっているのかお伺いします。もし、旭市が課税できるということなら、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、病院の敷地内に居住されている医師等の課税についてお答えいたします。

地方税法294条では、市町村民税の納税義務者については住民基本台帳に記憶されているものと定められています。ただし、住民税の課税根拠となる住所とは生活の本拠地とされておりまして、住民基本台帳に記載されていない人であっても、生活の本拠を持つと市町村が認定したときは、その人を住民基本台帳に記録されているとみなして、市町村民税を課税することができます。

以上のことから、市としては今後、旭中央病院の協力を得まして、住所の的確な把握に努めて適正な課税を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。大変大きな答弁をいただいたと思っております。新たな納税の負担が生じるわけではないので、納税者の方にもご理解いただけたと思いますので、速やかに進めていただくようお願いします。

それでは、5点目の再質問をさせていただきます。

これまでも説明いただいたことですが、確認の意味で、移行後の議会との関係がどのようになるのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 独法化後の議会議決事項及び報告事項について説明させていただきます。

まず、議決事項としましては5点あります。1点目が、定款の変更です。2点目が、中期目標の設定または変更。3点目ですが、重要な財産の譲渡または担保に供しようとするとき。4点目ですが、中期計画の設定または変更。5点目は、地方独立行政法人の解散が議決事項となります。

次に、議会への報告事項ということで2点ございます。1つ目は年度評価の通知結果、2つ目は中期目標に係る事業報告書でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 議会へは報告と時々の議決ということでございますが、議場や委員会で議論することもなくなってしまうわけで、なおさらフェース・ツー・フェースと申しますか、直接会ってコミュニケーションを深めるということが必要になろうかと思えます。これまで中央病院の行事等に議長をはじめとしてお招きいただいておりますが、この関係に変わりはないのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 当院といたしまして、現在のところ議員の皆様には、剖検協力者追悼式、それから附属看護学校の入学式、戴帽式、卒業式へのご参列をお願いしているところでございます。4月以降も引き続き、これらの行事にご参列をお願いできればと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

移行後も理事長には、将来にわたり旭市の宝である中央病院の健全経営をお願いいたします。また、評価委員、監事、会計監査の皆さんには、適正な評価、監査を通して健全経営を支えていただきますようお願いいたします。

次に、2項目めの1点目の再質問をさせていただきます。

市は子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとのことですが、本市の取り組みをお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） この計画への本市の取り組みについてという質問でございます。

本市におきましても、国・県の策定を受けまして今年度計画を策定したところであります。なお、今月下旬に市内の保育所や小・中学校などに配布を予定しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） この法律は平成13年の公布、施行ということですから、長年月かかったわけですが、策定されたことを喜びたいと思います。また、策定にご尽力された皆さんに感謝申し上げます。

再々質問では、この推進計画のポイントと、それをなし遂げるための取り組みについてお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、この計画のポイントと取り組みということでございます。

このポイントにつきましては、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境づくりを目指すことを目的として策定するものでございます。

なお、この計画の内容でございますけれども、5つの項目により推進する内容となっております。1つ目は家庭における読書活動の推進、2つ目は地域における読書活動の推進、3つ目は図書館における読書活動の推進、4つ目は保育所、幼稚園等における読書活動の推進、5つ目は学校における読書活動の推進。以上5つの項目から子どもの読書活動を推進す

るものであります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） この法律では、子ども読書の日が設けられています。それはいつかお伺いします。また、その日に市として事業を実施しているかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、この計画の中での子ども読書の日はいつかということと、本市の取り組みについてでございます。

この計画の中、第10条で4月23日を子ども読書の日と規定しております。本市の取り組みにつきましては、図書館からお勧めする本を冊子にした本箱を全小学生に配布しているところであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、2点目の再質問をいたします。

ブックスタート事業の事業費はいくらか。また、この事業をどのように評価しているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、ブックスタート事業についての事業費はいくらかということと、この事業の評価についての質問であります。

事業費につきましては、550セット分の予算として70万円余りであります。平成28年度も今年度と同様に550セット分の予算として70万円余りを計上したところであります。

なお、評価につきましては、保護者一人ひとりに図書館をPRしていることで、赤ちゃんの利用登録人数も少しずつ増えている状況であります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 再々質問では、セカンドブック、サードブックと呼ばれる事業についてお伺いします。これらはどのような事業なのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、セカンドブック、サードブック事業についてというご質問であります。

この事業につきましては、現在千葉県内で実施している市町村はありませんが、東京都や他県におきましては対象とする年齢はさまざまでございますけれども、セカンドブック事業は小学校1年生に、サードブック事業は中学1年生に配布している市町村もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 先ほども申し上げましたが、本に触れる、本が手元にあるということが読書の推進につながります。ブックスタート事業のフォローアップとして、セカンドブック、サードブック事業を実施してはいかがかと思っておりますが、お考えをお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、このブックスタート事業のフォローアップとしてセカンドブック、サードブック事業への取り組みについてのご質問でございます。

この事業につきましては、県内及び近隣市町村の動向を注目していきたいと考えておりますが、現時点では市の図書館などを有効に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、3点目の再質問ですが、小・中学校の学校図書館司書についてお伺いします。

現在、司書は4人とのことでしたが、どのように各校を巡回しているのかお伺いします。

また、司書の方々の業務、活動についてお示してください。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学校図書館司書でございますけれども、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、配置をしているものでございます。

本市では、図書館司書等の資格者4名を学校図書館司書として採用し、1人当たり5校を

割り当て、各小・中学校に週1回程度巡回しています。

ご質問の学校図書館司書の具体的な業務でございますけれども、蔵書整備や管理、児童・生徒への本の広報活動としての読み聞かせ、ブックトーク、新規購入図書や廃棄図書へのアドバイスなどの業務がございます。また、授業に役立つ資料を事前に集め、児童・生徒が活用しやすいように準備しますとともに、調べ学習を行う際には授業等へ参加するなど、さまざまな業務を行っているところです。

今後も学校や市の図書館、関係機関等と連携しながら、児童・生徒の読書活動の支援と推進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ここで1つ要望ですが、小・中学校で図書室が校舎の端にあるというケースが多いと思います。先ほども申し上げましたように、やはり手元にある、身近にあるということが大事ですので、児童・生徒の動線に近いところに図書室を移動できないかご検討をお願いします。

それで、3回目の質問をさせていただきます。市内の読み聞かせボランティアは何団体あるのか、何人いらっしゃるのか、どのような活動をしているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、読み聞かせボランティアは現在何団体あって、何人いるのか、そしてどのような活動をしているのかというようなご質問であります。

現在、このボランティアにつきましては16団体ございます。小学校12校で活動しております。中学校では1団体が、公民館において2団体が活動しております、170名ほどで活動しております。

なお、活動の内容でございますけれども、小・中学校では主に朝の読書活動の時間帯を中心に、月に1回から2回程度活動しております。また、公民館におきましても月1回程度活動していただいております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、この読み聞かせボランティアの育成、支援はどのようにされているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、読み聞かせボランティアへの育成、支援策についてのご質問であります。

この支援策につきましては、ボランティア活動に必要な大型絵本や紙芝居等を購入し、団体貸し出しをしております。また、ボランティア同士の交流、意見交換の場としてボランティア連絡会議の開催や読書ボランティアの育成を図るため、読書ボランティア養成講座などを開催しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、4点目の再質問をさせていただきます。

旭市図書館、図書室の利用者拡大のためにどのような取り組みをされているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、利用者拡大のための取り組みについてのご質問であります。

この取り組みにつきましては、図書館情報システムの運用によりまして図書館と公民館等の図書室をネットワーク化し、蔵書検索、総合貸し出しや返却サービスなどにより利用者の利便性を図っているところでございます。また、週2回公民館、図書室への定期便や週1回小・中学校などに図書の団体貸し出しを実施しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 平成26年度対象の教育委員会の点検評価では、図書館の整備について、東日本大震災の復興が優先されているため生涯学習センターの整備計画と同様に先送りになったとして、評価なしとしています。いつまで先送りするのか、そのめどはあるのかお伺いします。また、子どもセンター、生涯学習センター、複合施設の検討も先送りとなっておりますが、この複合施設へ図書館も入れるというお考えなのかお伺いします。

図書館の入っている市民会館の耐震改修について関係各課と検討したとのことですが、その結果についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、点検評価の関係でございます。

議員おっしゃるとおり、平成26年度対象の教育委員会の点検評価の中では、図書館の整備あるいは子どもセンター、生涯学習センター、複合施設の整備につきましては、検討が先送りになったこと、そして評価につきましても評価なしということの記しがございます。整備のめどや複合施設の中に図書館を入れるのかとの件につきましては、本庁舎の完成時期などと併せて検討してまいりたいと考えております。

なお、市民会館の耐震改修についての件でありますけれども、耐震診断につきましては未実施の状況でございます。ご理解のほどいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 今のお答えの中に、新庁舎の建設等も考え合わせてというようなお話がありましたけれども、この点検評価には当面は既存公共施設の有効利用の中で検討したいとの記述もあります。これらも含めて、今後図書館の整備についてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 今後の図書館の整備についてというご質問でございます。

この件につきましては、現在、行政改革推進課において策定中であります公共施設等の総合管理計画が本年9月ごろに策定される予定でありまして、その計画の中で大きな方向性が示される見込みとなっております。これを受けまして、生涯学習施設ごとの個別計画を策定する予定であります。市内に現有する公共施設などを利活用することも視野に入れまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 5点目の再質問をさせていただきます。

読書手帳、読書通帳という事業は、銚子市、東金市、横芝光町で実施されているということでしたが、この事業をそれぞれの市町はどのように評価しているのか、利用者拡大につながっているのか、お分かりになればお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 読書手帳、通帳の取り組みについて、他市ではどのように評価しているのか、また利用者拡大につながっているのかというご質問であります。

山口県下関市でございますけれども、利用者から、弟に通帳を見せられ、本嫌いの兄が本を読むようになった。また、子どもが学校の図書室にもよく行くようになったとの声が寄せられているようであります。

なお、利用者拡大につながったのかという点につきましては、他市の図書館によっては導入後、児童図書の貸し出しが2倍に増えた所もあるようであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） この事業については、そのやり方でいろいろ事業費が変わってくるというようなお答えもいただきましたが、本市でもこの事業を導入してはいかがかと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） この事業に対する導入への考えということでございます。

読書手帳の取り組みにつきましては、貸出冊数の増加に向けて今後配布する対象者なども含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） よろしく願いいたします。

最後に質問ではありませんが、折しも、本を読む人だけが手にするものという本で、民間人として杉並区立和田中学校の校長を務めた藤原和博氏が、日本は本を読む習慣のある人と本を読む習慣のない人に二分される階層社会がやってくると述べています。私も、本を読む習慣のある先輩議員方から、読んでいる本についてのお話をいただきます。常に学び続けているお姿に敬服するとともに、私もそうありたいと願っています。市民の皆さんには、本を読んで豊かな心で暮らしましょうと呼びかけて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（平野忠作） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員ナンバー4番、有田恵子でございます。

今回の定例議会では、2つの一般質問をいたします。

大きな質問の1つ目、新庁舎整備についてでございます。

1市3町合併して10年を経過し、庁舎は耐用年数も超え、被災されたままとなっています。一日でも早く建てかえを願っている者の一人でございます。建築に伴う原材料の若干の値下がりは見られるものの、今後、人口減少により人件費は高騰することは明白であります。建築は早いほうがよいと考える次第でございます。新庁舎を早く整備していただくに当たり、3つの質問に対して明確な回答をいただきたいと思っております。

1つ目、パブリックコメントの前提となる情報についてでございます。挙げられました幾つかの候補地に対して、正しくかつ包み隠さず情報を市民に周知させたかどうかお聞きいたします。

2つ目、現在、市役所が候補地として力を入れておられます文化の杜公園敷地内に設けられた防災設備は、いつ造られたか。また、どのような経緯で造られたのかお聞きいたします。

3つ目、市が考える妥当なパブリックコメントについてでございます。庁舎建築等の重要な案件については、パブリックコメントの募集は義務づけられているわけですが、26年2月では65名、8月では35名と合計たった100名の意見しか寄せられておりません。このような人数では、十分な意見が反映されているとは思えません。市が考える妥当なパブリックコメントに対してのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上が新庁舎にかかわる質問でございます。

続いて、大きな質問の2つ目でございます。

飯岡中学校校舎改築外構工事の変更契約についてでございます。これは、前回の定例会議会一般質問を継続したものでございます。

2年前、飯岡中学校外構工事に当たり、まずは設計業者による田んぼの敷地でのボーリング調査が実施されました。敷地の四隅を1メートル掘削しただけで水が湧き出ました。にもかかわらず、2メートル掘っても水が出なかったというシナリオを基に、水抜き工事、いわゆるウェルポイント強制排水工事を除いた設計図書を土台に、建設会社5者が競争入札に参加しました。落札した建設会社がいざ着工した途端に、当然のことながら水が湧き出ました。

排水工事抜きには基礎が打てないどころか、足場を作って工事に携わる人たちにとって危険きわまりない事態を避けて通ることはできないということでございます。

したがって、広範囲での敷地での排水においては、ウェルポイント工事は極めて重要な工事であると土木業界では位置づけられております。湧水、湧き水があった以上、緊急にウェルポイントを手配しなければなりません。発注者である市は設計変更を遅滞なく行い、建設会社に支払うべき費用を担保するため議会にかけて契約変更、増額申請の議決を求めなければなりません。

市はこのことを怠りました。議会には通さず、ウェルポイント専門業者に丸投げした形で702万円の契約で着工させ、27年5月に工事を完成させています。その際、工事費8割560万円は着手金として既にウェルポイント専門業者には支払われております。

この工事の完成してしまった4か月たってから、すなわち27年9月、初めて工事変更契約の議案を教育委員会庶務課は議会に提出いたしました。その議案の内容は、請負建設業者と会社と湧水排水対策工事及び砂の購入の件で仮契約を交わしたとのことでございます。それだけ議会の承諾が必要だというものでございました。この契約はあたかも平成27年9月に突発した現象であるごとく、緊急対策のものであると議会は解釈いたしました。しかしながら、工事はとっくの昔に終わっていました。にもかかわらず市は、請負建設業者と仮契約を交わしたところだという説明をいたしました。

工事が完了してしまっただけからの仮契約とは、一体何の意味があるのでしょうか。契約変更する場合、当たり前なことではございますが、追加金額の多少にかかわらず議会での議決がまずは必要です。旭市では、工事については専決処分制はとっていません。ましてや職人の命にかかわる重要な工事であるウェルポイント工事は、工事する前に議決が必要です。

釈迦に説法とは思いますが、仮契約のための見積もりとは工事を始める前に互いに協議する金額のことを言います。工事が完了し、原価が既に判明しております。したがって、原価を基礎に支払うべき工事費用が計算されてしかるべきことです。具体的に申しますと、工事実費に共益費率、管理費率を掛けたものが建設会社に支払われるべき金額と言えるでしょう。

繰り返しますが、工事が完了し原価が確定したものは実費精算すべきであるということですよ。もっと言いますと、議決を得ていない、勝手にやってしまった工事は市は支払う義務はありません。

本件の確定した原価は、リースではなく丸投げした業者への702万円と商業電気172万円と共益費2割分を加えてもたかだか1,000万円です。工事完了4か月後に出されたウェルポイ

ント見積もり費用は2,700万円です。1,700万円もの税金が過大に建設会社に支払われてしまったこととなります。

そこで質問です。これ5つございます。

1つ目、工事変更仮契約書が書面で存在しているかどうか。存在している場合その契約の日付はいつですか。工事が完了してから何のために仮契約書などを作ったのですか。

2つ目、工事の始まる数か月前に実施されたボーリング調査では、既に湧水の事実が確認されているにもかかわらず、競争入札、発注前の設計図書にウェルポイント工法をあえて設計から外したのはなぜですか。

3つ目、平成26年9月22日にウェルポイント工事は開始し、平成27年5月に完了しました。議会の承認を得ずに業者に工事をやらせたのはなぜですか。

4つ目、造成にかかる金額が27年9月に出された変更契約の仮契約の金額に組み込まれております。これもウェルポイントに絡む費用ですか。もしそうであるならば、千葉県土木工事ガイドラインに書いてあるとおり、その都度金額の多少にかかわらず設計変更が起こったときに議会にかけるときではなかったのですか。

最後5つ目、国土交通省の出す積算基準書、俗にいう赤本は、入札や契約に当たって原価を推定する基準であります。工事が完了し実際原価分が判明した以上、かかった実費で精算すべきではないですか。過大に建設会社に支払った1,700万円は、庶務課の責任で市に戻してもらうべきではないでしょうか。

ここで質問はこれで終わっておりますが、これは難しい問題なので、ちょっとご自分のことで庶務課の方考えていただきたい。ご自分の家を建てることを想像してみてください。見積もりを取らないで発注することはあり得ないでしょう。出された見積もりの金額で納得できれば契約するでしょう。建ててしまってから見積もりだの何の意味もありません。極めて重要なウェルポイント工事を議会の議決を得る前に終わらせてしまいました。追加工事の費用に対して議会の承認が得られない場合、どうするつもりだったんですか。議会の承認が得られない場合、どうするつもりだったんですか。

実は、この質問は既に先般しております。教育委員会での庶務課との公式面談でのことでございます。庶務課の庶務課長は、副課長も同席されておりますが、議会では議案は何でも通りますからおっしゃいました。何でも通るんだったら議会はいいません。何でも通りますからって、だからこういうでたらめなシナリオでずっといったんですか。

私のこのたびの一般質問のテーマはこれでございます。市長はおろか議長でも言えないタ

ブーです、これは。なぜ一課長が、旭市では議案は何でも通りますからということでございます。5つ目、ここに時間を割きたいと思います。よろしくお願いします。

2回目からの質問は自席でさせていただきます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課から1番目の新庁舎につきまして、（1）から（3）につきまして回答いたします。

まず、パブリックコメントですけれども、ご質問のとおり2回実施しています。26年2月、これは旭市新庁舎建設基本構想の素案に対する意見募集ということで実施しています。建設の基礎となる構想の素案について全てを公示いたしまして意見を求めており、ここでは、1、新庁舎建設の背景、2、新庁舎の基本的な考え方、3、新庁舎の機能、4、新庁舎の位置、5、事業計画の概要等を公表したところであります。この中で、4の新庁舎の位置につきましては、4か所の候補地の選定理由や比較概要などを取りまとめたものを示しております。

2回目は、平成26年8月でございます。新庁舎建設位置の検討について意見募集を実施しました。新庁舎の建設基本構想でお示した4か所候補地につきまして、どこがふさわしいのか。市民の皆様が選定するための比較資料を公表したところであります。建設候補地の位置、概要、それから建設用地選定のための評価の項目、それから評価という大きな3項目によりまして、4か所のうち新庁舎建設用地はどこがふさわしいのか比較検討できるような資料を公表して、意見を求めたということでもあります。

第1回で公表した素案では、4か所の比較検討資料が示されておりますけれども、新庁舎建設位置の検討では、この4か所の比較検討についてより詳細にしたもの、それをお出ししたところであります。さらに、評価につきましては、庁舎建設候補地の評価視点ごとの評価一覧ということで、市民の利便性、防災拠点・安全性、まちづくりとの整合性、経済性、法令適合性、その他その場所の特殊要因につきましても記載いたしまして、建設候補地ごとの長所、短所、それから各候補地の長所、短所を取りまとめたものが、どの場所が建設用地としてふさわしいのか、一覧表により比較できるような資料としてお出ししたところであります。

2点目なんですけれども、防災の設備につきましては、この公園自体平成24年4月1日からもう既に供用開始になっています。その時点で追加したもの、その後で追加したものは防災倉庫があります。

供用開始された公園の防災の設備ということですが、災害時には広いオープンスペースを利用した施設として利用するためのゾーン分けということがなされています。これは、今までも一般質問の中で多々ご回答してきたところでありまして、それぞれゾーン分けをしてきた内容、それぞれが例えば救護の誘導であったり、避難であったり、ヘリポートであったり、荷さばきだったり、物資の供給ゾーンだったりというのを造ってきていると。そういう所が設置してあると。あと、既存トイレの間には下水道管直通の仮設トイレの設置のためのマンホール設備なども用意してある状況であります。

このゾーン分けにつきましては、公園の計画時にもう構想としてありまして、緊急時には現場に合わせた柔軟な対応が可能になるような防災の機能を持たせた公園という形で造ってきたものであります。

あと、市のパブリックコメントの妥当な考え方というその辺はなかなか難しいところがあるかと思えますけれども、パブリックコメント自体は市で実施要綱に基づき実施している。この目的なんですけれども、パブリックコメントの手続きに関しての必要な事項を定めてありまして、あと市民生活に広くかかわりのある市の計画等を策定する過程において、市民が自由に意見を述べる機会を設けるということで、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る、あと市政への市民参画の促進等、そういったものを目的としているという状況があります。

その中で、新庁舎建設に当たり市民への情報公開、意見募集のため先ほど回答したように2回のパブリックコメントを実施したところでありました。ホームページ、それから広報あさひへの掲載をして、あと本庁・支所窓口でそれぞれいつでも構想等見られるように、資料が見られるように配布をしてありまして、市民の皆様が行けばいつでも見られるような状況になっていたということがあります。結果として第1回目は、ご質問の中にもありましたけれども65人、2回目は35人ということでありました。この内容ですけれども、ホームページへのアクセス数が実際には半年で1,500件を超えている、あと広報あさひによりほとんどの市民がこのパブリックコメントを実施していること自体を知ることができるという状況があった。実際の回答件数は少ないんですけれども、広く多数の市民へお知らせすることができるよう、目に触れるようにやっていますよということはお出ししていたところがありまして、数は少ないんですけれども貴重なデータであるというように捉えて整理をさせていただいたところでありました。

あと、このほかにも地区懇談会、毎年秋に実施していますけれども、こういうところでも

市庁舎の建設候補地ということでお話をした中で、特段反対の意見がなかったということもございました。妥当性ということの回答にはならないかもしれませんが、そういった手続きを踏みながら、目に触れるような形で周知をしながら実施してきているということをご理解いただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、私のほうから飯岡中学校の校舎改築外構工事の変更契約についてお答えします。

（１）として、１つ目としまして、仮契約書があるのかということですが、仮契約書という様式の契約書はございません。飯岡中学校校舎改築外構工事の変更契約書にはただし書きがありまして、議会の可決を得たとき効力を生ずるものとする旨が記載されております。このため、議会の可決を得るまではこの契約が仮契約となります。変更契約の締結日は平成27年8月12日で、効力を生ずる日は議会の可決をいただいた平成27年9月25日となっております。

２つ目のウェルポイントの工法について設計を除外したことについてですが、水替工については結果的には必要な工事でありましたが、湧水については工事の地点、あと時期によって状況が変わりますので、水替工の有無、工法を確定するのは難しいこともあり、当初設計には計上しませんでした。

しかし、入札前の質問回答書で入札参加者に、工事を進めるに当たり水替工が必要になった場合は、現場確認の上、協議するとお知らせいたしました。それで、工事着工後、地下水位を確認し水替工が必要と判断しましたので、現場の状況に応じた排水方法を検討しウェルポイント工法が最適な工法であると判断し、請負業者と協議し実施いたしました。

３つ目で、平成26年9月22日ウェルポイント工事を開始したことについてということで、議会の承諾を得ないで工事をやらせたのはなぜかというようなことですが、飯岡中学校の校舎改築工事につきましては、これまでも議会のたびに全体的な工事の進捗状況を説明させていただきました。変更契約については、主要構造物の工事も完了し、工事の増減の変更金額がまとまったのが平成27年8月のため、9月議会に提案させていただきました。

工事の途中で変更契約が生じた場合、議会の議決が必要であるとは認識はしておりますけれども、その場合工事を一時中断し、契約変更に係る議会の議決を経て工事を再開することとなります。県のガイドラインでは、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じ

た都度、遅滞なく行うものとされておりますが、ただし書きで、ただし、軽微な設計に伴うものは工期の末に行うことをもって足りるものとするとも記載されております。軽微な変更かどうかということですが、県のガイドラインに記載されておりますので、軽微な変更ということで説明させていただきました。

4つ目で、造成にかかる金額が変更契約の金額の中に組み込まれていることについてですが、これにつきましては平成27年第3回議会では湧水工事の説明をしなかったとのことですが、議案の補足説明として主な変更理由として、湧水がありウェルポイントによる水替工との説明をいたしました。併せて、排水対策につきましては、グラウンド部分が現況水田で水はけが悪く、透水性を高めるため山砂に入れ替える等の追加工事を行ったと説明してもらいました。山砂に入れ替えることが設計書では造成に当たります。また、文教福祉常任委員会においても変更内容については説明させていただきました。

5番目の質問の回答につきましては、金額の件ですね、積算基準等により積算した金額で変更するのはおかしいと、実際かかった金額でやるべきじゃないのかということですが、工事費の積算につきましては、国及び県の積算基準に応じて積算しております。設計変更の積算についても同様となります。

そのほかでちょっと質問がありました、議会では何でも通りますというふうなことのお話がありましたけれども、そのような意味合いでは私は説明いたしておりません。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） パブリックコメントの前提となる情報、この点に関しては包み隠さず情報を提供したかどうかというところがポイントになるわけですが、よくほかの議員も言っておりますように、防災のところ、返金するようなそういう罰金的なことをなぜしたのかと、そんなことだったら最初からしなかったらいいというような話なんですけれども、お金を国に返す必要のない方法というのがないんでしょうか。防災をそのままに置いておいて、話し合いの中でというようなことができるかできないか、努力すればできるんじゃないかなと思ったりしますけれども、いかがですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） これは都市公園法の中で隣接地に代替公園をとというのがあります。その公園を、例えば単費で全て造成して造ったということであれば、その機能がそのまま維

持されるということがあるので、例えば国庫補助金を受けて造った公園がほかに転用されても同じ形でその公園機能を持つものができれば返さなくても済むということは考えられるということで、これは国のほうの職員の方がちょっと申しておったということではございます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 市民に周知させるべき、そしてそれで判断するのが市民でございますが、だいたい市民の考えることって、普通の自分の家の建てるレベルしか考えられませんから、大きなものは想像できないわけです。

そうすると、候補地が何か所かあるわけですが、みんな全部結果的な値段が50億円、これじゃ判断がつけようがない、どれでもいいわというような判断になってしまいます。このAという場所でやれば坪100万円、Bという場所であれば90万円とかいうようなそういった、庶民的に分かるような情報を入れられないものかどうか。でないと判断が、どこやっても50億円なんていったらできませんので、その辺評価がどうか難しい言葉を市の人は使うわけで、そういうのは市民は分かりませんから、具体的にどこが一番安くつくんだというようなこと、これがいいか悪いかは別ですよ、ただ情報としてそのレベルの、庶民レベルの情報を載せられないかどうかお聞きします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 実は、市民会議の資料等、今全てホームページに掲載し、見ることにできています。その中で第3回の資料の中の17ページにそれぞれ4か所、文化の杜は2か所ありましたけれども、その中で事業費というのを載せてあります。これは、各市民会議の資料ということで議員にも全部お配りしてあると思うんですけども、その中で例えば周辺のインフラが少しかかるんじゃないか、国庫補助金の関係があるんじゃないか、駐車場の整備なんかも必要じゃないかということで、そういったものをまとめたもの、ただ、庁舎に関しましては、本体の工事費がやはり非常に大きなものでありますので、それほど差が付かない形にはなっているけれども、今ホームページの中ではいつでも見られるようになっているということをご理解いただきたいなと思っています。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ありがとうございます。

直近の千葉日報なんかで情報を見ました白井市が、議決された金額が新庁舎24億円、あそここの人口は6万人ちょっとですかね、あまり変わらない。それが24億円でするんだという

ことで予算が議決されていますね。そうすると、ここが50億円というのは高過ぎるのではないかという感じがあって、もうちょっと具体的に、概算じゃなくて分かりやすいような金額で、計算方法をちゃんとやっていただけないものでしょうか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 白井市は、たしか全ての機能を全部集約して庁舎を建てるということではなかったと思います。一部もう既にあるものは活用しながらもう一つ、強いて言えば増築というような形だったと思います。ですから、ちょっとそのままの比較というのは難しいのかなと思います。

今、あくまでも他市の事例を基にした概算ということで数字をお示ししているところでありますので、できればその辺をきちっとさせるということであれば、しっかりと基本計画の中で、やっぱり耐震の状況であるとか、階数であるとか、面積とかを全て出さないと明確な数字というのは出てこないのかなと思っています。ですから、そのために場所をある程度確定させるために今県と協議を進めている。先ほども滑川議員のところでもお答えしましたけれども、ある程度場所を確定させた後に、基本計画をきちんと実施しまして、その中である程度の数字なりを出していくのがやっぱり順序立てたものなのかなと、今そういうふうに思っております。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。今度は（2）でございます。1は終わりました。

○4番（有田恵子） これで1項目めの最後の質問……

○議長（平野忠作） 終わりました。ですから、（2）の文化の杜公園の防災設備はいつ造られたかの再質問になります。

○4番（有田恵子） 文化の杜公園の防災設備、ちょっと話聞いていても分かりづらいところがあって、私は3回ぐらい聞いていますけれども分からないです。実際、何がなんだか。これもっと市民は分からないと思いますよ。ですから、もうちょっと分かりやすく、これから支払う人は若い人ですからネット発信に力を入れていただいて、ホームページ、ネット発信、年寄りパソコン打てませんから、60歳過ぎて。いける人はいますよ。市議会でも打てない人はいっぱいいますから。

それで、そんな状況の中で若い人がこれから払っていくわけですから、若い人中心にもっと、ネットを利用して具体的なところを分かりやすくしていただきたい。私は市庁舎建設全然賛成ですから、だからやっていただきたいということを申し上げて、1項目は終わらせて

いただきます。

○議長（平野忠作） ですから、今のこの再質問でいいでしょう。終わりました。

じゃ、今度飯岡中学校に移ります。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 仮契約書が、1つ目のところですけども仮契約書があるかどうか。ないですとおっしゃっている。私はその課長からいただいて、これが仮契約書のようなものですということで手元に持っています。これを建設工事請負変更契約書というものでございます。これ課長からいただきました。その中に、この契約は議会の可決が得られないときはこの契約は無効となり、発注者は損害賠償の責任は問わない、負わない、発注者というのは市ですね、負わない、ここまで書かれてありますね。それなのになぜずっと前にもう、先ほど何か工事を中止するような事態があれば困るから、すぐに着工させたんだ、工事中止なんかしたら最初から工事が始まる前に、始まる場所にウエルポイントが入っていますよ。日付でいうと、26年9月22日、何の工事よりも先にウエルポイント工事が入っていますよ。この整合性を説明してください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 今回の仮契約の件ですけども、これについては損害賠償の責を負わないというのは契約上の債務は何ら生じないということで、この仮契約書自体の債務ということで、工事を行った者に対するの債務ではありません。

あと整合性ですけども、工事のほう9月22日、ウエルポイントのほう始まりました。これについては工事の指示書で必要ということを判断しましたので、工事のほうを進めさせて

いただきました。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 遠くは見えなくて、近くはうそが見えても本当に時間がかかりますから。

そもそも、ウェルポイントに対しての認識なんですよ。どこが軽微ですか。軽微であれば工事を全部やっていますよ、本体工事から。これ抜きにして足場は組めないですよ。基礎もできません、くいも打てませんよ。何で、今さっきおっしゃった、軽微とおっしゃったでしょう。どこが軽微ですか。一番大事ですよ。これ土木業者に聞いてごらんなさいよ。めちゃめちゃ大事ですよ。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私が軽微と申し上げましたのは、県のガイドライン、その中で20%以内の変更金額であれば軽微という、その言葉にありますので軽微という言葉を使わせていただきました。

それと、あと足場が組めないということですがけれども、これは外構工事で、建築工事ではありませんので、そういう足場を組むためのこの水替工ではありません。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） その言葉を今待っていたんです。そう逃げるだろうとは思ってました。じゃ、工事が軽微でないとか金額が軽微だというような話ですよ。だけれどもガイドラインって、土木のガイドライン、もう17分しかないんですけれども、ガイドライン、これ法律じゃないですよ。

これもらったんですけれども、神戸地裁、判例が出ていますよね。変更契約の見積もり金額は、見積もり価格いかににかかわらず議会の議決を得ることは、これ判例で出ております。ガイドラインというのは2つあって、金額と、金額10%とか20%以下、だけれども重要な工事の場合は、この2つ、一つでも欠けたら駄目なんです。議会を通さないといけないんです。もうちょっと課長、読んでくださいね、ガイドライン、詳しく。あまり読んでいないのと違いますか。日本語の問題ですよ、よく読んでください。

だから、これは逃げられないんです。そういうことです。だから重要です、これは。議会に通さないといけないということです。

それで、これはちょっと長引きますから、次回もやりますから。

○議長（平野忠作） 答弁いららないですか、これは。

有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議会の議決が必要だということで、25、26年の9月議会で上程のほうさせていただきました。議会は必要であるという認識はあります。

（発言する人あり）

○庶務課長（角田和夫） 27年です、すみません。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） あのね、議会の議決が必要、分かっているわけでしょう。そうしたら工事を、工事いいですか。

○議長（平野忠作） ちょっと待ってください。今4回目が終わりましたので、（2）のウェルポイント工法になります。それでいいですか。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） どうぞ。

○4番（有田恵子） 議決を必要とすること、百も承知であるなら、なぜそのこれだけ大きな金額、結果的に2,700万円払う、1,000万円ぐらいでできているんですけども、現実には。これ平気でなぜできたんですか。これ工事を着工させて終わってしまっている、その4か月後に今言ったようなこういうようなものを提出してきているんですよ、議会に。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。今、（2）のウェルポイント工法を設計から除外したことについてをお願いします。

○4番（有田恵子） 2個目の質問。

○議長（平野忠作） それと今言っているのはちょっと意味が違うと思いますけれども。

○4番（有田恵子） これはね……

○議長（平野忠作） そちらで、（2）のほうで進めてください。

○4番（有田恵子） 2個目の質問、最後でいいですね。

○議長（平野忠作） はい。

○4番（有田恵子） ウェルポイント工法を設計から外した理由を教えてください。あなた、ごまかしています。本当の理由を教えてください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどの答弁とちょっと同じになってしまうんですけども、土木

工事については季節によって地下水位も変わりますし、その所々場所によっても変わります。ということで、うちのほうで100%把握もちょっと難しいということで、この飯岡中の場合には、水替工については計上のほうをしておりますませんでした。しかし、先ほどもお話ししたように、入札の段階で必要があれば対応いたしますというような形で対応させていただきました。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) 3回目できますよ。

有田恵子議員。ちょっと挙手してください。

○4番(有田恵子) 平成26年、つまり議案が提出されるちょうど1年前になりますね。工事を開始してしまっているわけですよ。工事会社はお金をもう払っているんですよ。もう全部終わってしまっている。このお金とか、勝手に金払ったからそんなの知らないわというような話でしょうけれども、実際工事会社が工事をするということは、お金をもらえるという保証が担保されていないと、着工なんか怖くてできませんよ。これ、工事会社は民間ですからね。こういうことは議会を通してもらわないと困るというようなことを話、工事会社から出るはずですよ。いかがですか。

○議長(平野忠作) 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

これは(3)の意味ですね。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) 庶務課長。

○庶務課長(角田和夫) これについては工事が始まってすぐにウェルポイントをやったということですが、工事については100%設計書どおりに行うことができません。ところどころ協議して、この工事をこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかということで協議を、工事の打ち合わせを行います。その打ち合わせの中で必要だと判断しましたので、行いました。

○議長(平野忠作) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) 契約変更、設計変更というのはガイドラインではですよ、金額だけじゃないですよ。中身も変えたら、やっぱり出さないといけないんですよ。契約変更というのはね。ひどい話、減額でも出さないといけない場合もあるんです。そういうのはあまり、常識的に考えたらちょっと無駄な話だからということもありますけれども、工法を変えただけで

も設計変更を出さないといけないんですよ。工法を変えていますでしょう、これ。

今後、ウェルポイントについての、課長は軽微だと、何か軽い感じの、そこから間違っているんですよ。無理に間違えているんですよ、あなたは。分かっています。

そういうことで、これは次回もここをやりますので、3個目、これで終わりですね。

○議長（平野忠作） 答弁はいいですか。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどお話しした工事の協議ということでしたんですけれども、設計変更と契約変更は違います。設計変更は工事の内容を差し替えて金額は変わりません。契約変更というのは工事の金額自体が変わります。それで、水替工が始まった時点では契約変更までなるかどうかという、そういうこともちょっと難しい、減額の工事もあるだろうし、そういうこともありまして設計変更ということで指示して、水替工を行いました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） じゃ、4つ目。

○議長（平野忠作） もう1回できますよ。4回目できます。

○4番（有田恵子） いずれにしても、この造成にしても、ウェルポイントだけじゃなくて造成にしても速やかに、これも大事なところですよ。金額がすごくかかる場所ですから。なぜ何にもしないで、最後にこれも。議会に、忘れかけたところにこういう、出すんですか。出したんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、変更工事が、変更工事というか大型の工事が終わって、もう今後変更がないというのがはっきり分かったのが6月、7月でということで、それではっきり変更金額を決めさせていただきましたので、9月の議会になりました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 入札に参加した業者は5者なんですけれども、もうほとんど……

○議長（平野忠作） 今、（４）でいいでしょうか。造成にかかわる金額、変更契約のなので。

○４番（有田恵子） だから、その造成金額込みでこういう金額を全部足していくと、最初３億9,000万円の契約で落札して、５者が３億9,000万円か４億4,000万円、もうだんごみたいな話ですね。値段が変わらないんですよ、皆さん。その中で、ここが落札した工事会社が、これまともにどんどん工事、最終的に決定した金額でとか課長おっしゃったでしょう。それどんどん増やして10%、20%近づくと、契約金の10%、20%に近づけていって出してあげるといったら、これ抜いちゃうんですよ。３億9,000万円で落札した業者と、一番最後の高値で落札した業者、それ抜いちゃうんですよ、2,000万円ほど。これって、それだったら一番安く入札、金額入札して勝った者勝ちじゃないですか。後で抜けるんですから、これ増額で。どんどん追加工事を。最終的に決済しましょうと、それでやったら全然、じゃ、どう言いわけするんですか、その落ちた業者、入札に落ちた業者４者に対して。そういうことが起こるんですよ。

だから見積もり、事件が起こった、水が湧いた、起こったその時にきちっと決めてやらないといけないということがここで分かるでしょう。最終的にはどんどん工事が終わって勝手に、相見積もりもない中でかかった費用を全部請求して、はいあげますと、あなたは土建会社の社員ですか。何のために庶務課長をやっているんですかということです。ご意見どうぞ。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 一番安く落とした業者がその抜くという意味はちょっと私は分かりませんが、それができるといえることではありますけれども、これは水替工が必要になった場合はその水替工のほうを協議しますというのは、入札前にその入札参加者に対して公平にお知らせしてありますので、一部の会社だけに知らせたものじゃなくて全部に公平に知らせ、それで入札のほうをしていただきましたので、そういう面では全て公平だというふうに考えております。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） あのね、そんなこと聞いているのとは違うんですよ。そんなこと聞いているんじゃないですよ。公平は公平だって、じゃ、最初にやってきちっとやったら、もっと安上がりでできた業者がいるかも分からないんです。そういう可能性があるんですよ。ほったらかして工事ばかりさせておいて、あと、かかった費用何ぼ、はい払ってあげますってこれはないでしょう。その金額たるや抜いてしまっているんですよ、最後の一番高値の人の、

高値で入札して落ちた人の金額をね。

それで、5番でいいです、私これ、5番。

○議長（平野忠作） はい、どうぞ。いいですよ。

○4番（有田恵子） いいですか。これ5番の質問でいきますね、今から。

○議長（平野忠作） 5番の再質問にしましょう。

○4番（有田恵子） 冒頭で申し上げましたように、本日のテーマは課長の発言、議会は何でも通ります。これをやりたいと思います。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） 副課長、隣同士に座って、私の目の前で、課長室ですよ、あれ。あなた、ちゃんとしゃべったじゃないですか。私、びっくりしましたよ。大げんかしましたでしょう、中で。人ごとと違うんですよ、あなた。証人いますからね。女の子もいますからね、コーヒー入れた。

私は、この土木業者をいじめたいとかそんなの何とも、そんなこと思っていないですよ。全然思っていないですよ。なぜこういうシナリオを、あなたが土木業者にいいように作って、最終的にもう誰からも非難されない、10%、20%、ぎりぎりまで持ってきて、それで精算するとか、このシナリオがうまいことででき上がってしまっているということなんです。それで、間がどうあろうと何でも通るんだという、こう結論でいくわけですよ。何でも通るんだったら、先ほど申し上げたように議会は回りません。議会をなめているんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） すみません、何でも通るということは、そういうふうなことは言っておりません。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これ中継、ライブですね。議会も、議事録も載りますよ。あなたは言われました。何でも通りますとにたにた笑って、副課長と一緒に言っていましたよ。それで、その次に私と大げんかしましたよね、部屋で。何が知らないですか。そういううそはついてはいけない。

あと5分。こんな感じで工事ってやれるんですか。市長にお聞きします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 入札のことにに関して、いろいろ契約について事後に変更があるということは、変更計画を立てて、進捗によってその業者と行政と、設計や現場監督、いろんな部分で打ち合わせをしながら工事を進めていくということの中で、少し変更があったのかなど、そのように認識をしているところでありまして、入札のそういった契約についてはいろんな状況が変わるということもありまして、1年に1回ぐらい入札条件の審査委員会とかそういった部分で、しっかりした旭市の入札状況を整備していきたいと、これからもそういった部分で改善をしていかなければならないところは改善していきますので、いろんな面で不備があった部分は、議員がそう感じているという部分もありますので、ひとついろんな面でこれからも説明をさせながら理解をいただきたい、そのように思っているところでありまして、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） もう1回できます。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 教育委員会庶務課の課長室で話したことは、居酒屋で話していません。公式です、公式。副課長も同席して3人で1時間ほど話をした中で。そういうぼろっと、ぼろっとじゃない、堂々と言っていました。それはやはりそういう体質があるということです。あと4分です。議会が簡単に通る、旭市は議会が簡単に通る、こんな恥ずかしいことはないんですよ、我々にとって。拮抗してしかるべきなんですよ。それを、その一課長がそういうことを平気で言うてのけるということ自体が、執行部に聞きたい、本当に。そういうことを言わせているということ自体が。全部通るんですか。なめたようなことをやらないでくださいよ。笑いながら言ったでしょう、笑いながら。笑いながら言いましたよ。もう私は血が下がったんですからね。これは市長でも言えませんよ、そんな言葉は。議長でも言えないでしょう。

そういうことでございます。お金は払いたくないとかそういうことを言っているんじゃないんですよ。

以上です。

○議長（平野忠作） 答弁はよろしいですか。

○4番（有田恵子） はい。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

東日本大震災から5年がたちました。多くの犠牲がありました。ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に改めてお見舞いを申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。今回、6項目8点の質問をいたします。

1項目、1点目、2月に入り、1週間で2件の火災がありましたが、年間の建物火災はどのくらいあるのか、この3年間の件数と死亡者数を伺います。

火災に遭った建物の解体は無料だと聞いておりましたけれども、そうではないようなので、2点目に火災の後始末について手順を伺います。

2項目め、消防車の更新が毎年行われておりますけれども、廃車後の消防車の処理はどうしているのか伺います。

3項目め、前回質問いたしましたB型肝炎ウイルス予防ワクチンの定期接種が、今年、平成28年10月から実施されることが決まりました。外国と比べると日本のウイルスワクチン予防接種は極めて低く、オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たり、外国から多くの人を訪れることとなります。今、日本人の生活スタイルも欧米型に変化し、キャリアと言われる人々が増えている状況でもあります。10月から行われる定期接種の詳しい内容を伺います。

4項目め、高齢化が進む中、介護が必要な高齢者が増加しております。中でも認知症の高齢者が増えています。特別養護老人ホームでは、要介護4、5、認知症に関しては要介護3以上にならないと入所できません。また、特別養護老人ホームの待機待ち状態で断念しなくてはならず、認知症高齢者グループホームがあいたとしても今度は入居費が高く、入所を断念せざるを得ない低所得者の認知症高齢者が多いと聞きます。

特定入居者介護サービスについて1点目、特別養護老人ホームについて、現在の旭市の待機待ちはどのくらいなのか伺います。

2点目、認知症高齢者グループホームは5人から9人で生活をするのですが、旭市の現状を伺います。

5項目めの公共料金について質問をいたします。

1点、平成26年から消費税が5%から現行の8%に引き上げられたわけですが、非課税世

帯、いわゆる低所得者層にかかる影響はどのように見ているのか、見解を伺います。

最後に6項目め、人口減少対策について。

1点、民間の有識者で構成される日本創成会議が平成26年5月に、2040年までに全国の約5割に当たる896自治体で出産期に当たる二十歳から39歳の女性が半数以下となるとする試算を発表しました。旭市は、2040年の総人口は4万9,522人、若年女性4,221人と千葉県下で16位になっていますが、若年女性の比率がマイナス45.1%と辛うじてマイナス50%を下回り、消滅自治体を免れています。旭中央病院があり、多くの若い女性が働いていることも一つの要因ではないかと思っておりますが、この日本創成会議の試算に対する見解を伺います。

以上、再質問は自席で行いますので、簡素な答弁をお願いして1回目の質問を終わります。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） それでは、消防本部より1項目め、火災について、（1）建物火災の現状についてお答えいたします。

平成25年の火災件数は27件です。そのうち建物火災は11件で、死者が1名です。平成26年は、火災件数31件中、建物火災20件、死者が2名、平成27年は火災件数29件中、建物火災15件、死者が1名、平成28年は2月までの火災件数が8件、そのうち火災は3件、死者が2名であります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） （2）の後始末についてということで、これについては手順ということでありましたので、総務課からお答えいたします。

火災の後始末につきましては、まず建物、土地等は財産として所有者の責任において対応していただくこと、これが基本になっています。焼け跡の粗大ごみの処理、これについては申請に基づきまして処理手数料の免除、こういうものがあります。ただ、処理できるものとできないものがあるということでもあります。事前の予約も必要になりますので、これについてはクリーンセンターのほう、環境課と問い合わせをしながら処理していただくことになります。手順としてはそのような形であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 消防長。

○消防長（品村順一） それでは消防本部より2項目め、消防車の更新について、（1）消防車廃車後の処理についてお答えいたします。

平成25年度までの更新対象車両は、メーカーへの下取りまたは国際貢献としてベトナム、フィリピン、コロンビア共和国やパラグアイ共和国等の開発途上国へ消防力強化に寄与するため消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、救急車など計10台を日本消防協会、消防ボランティア有志会、日本外交協会からの協力依頼により寄贈しておりました。

しかし、車両は売却することにより市の収入の一部になることから、平成26年度は更新車両でありました海上分署の消防自動車を売却いたしました。今後も、解体を目的とした永久抹消登録の手続きを依頼し、売却する方向で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） それでは、健康管理課のほうからご質問3点目、B型肝炎ワクチンの定期接種化について、この詳しい内容ということでお答えいたします。

B型肝炎ワクチンにつきましては、去る2月5日、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会基本方針部会におきまして承認されたところでございます。承認された事項につきましては、まず開始時期が平成28年10月、疾病の分類につきましてはA類疾病、定期接種開始時における対象者でございますが、平成28年4月以降に出生した者、このほか母子感染予防の対象者の取り扱い、また長期療養の特例、既接種者の取り扱いについて承認されております。

これを受けまして、国のほうではこれまでの審議を踏まえまして、今後法令等に規定する見込みのものが対象年齢でございますが、これが生後1歳に至るまでの間にある者、接種方法ですが、これにつきましては、最初のワクチンを生後28日以上の間隔を置いて2回、その後1回目の接種から140日以上経過した後に1回を接種する合計3回接種する方法となります。標準的な接種期間は、生後2か月に達した時から生後8か月に達するまでに3回接種するという形になるようでございます。一応これが予定されているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、4の特定入居者介護サービスについてお答えいたします。

初めに、（1）の特別養護老人ホームへの待機者数ですが、本年1月1日現在の待機者数は218人となっております。

続きまして、（2）の認知症高齢者のグループホームの関係ですが、市内には4か所のグループホームがございまして、多い所で18名、少ない所で9名が利用しており、合計で45名

が利用されております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 水道課のほうからは、5項目めの公共料金について現行消費税の低所得者への影響はということで、消費税が5%から8%に上がったことにより、生活保護世帯や非課税世帯への影響はどのように見ているかですが、使用水量を2か月20立方メートルで比較しますと、消費税が5%の時は5,040円でした。これが消費税8%になり5,184円となりましたので、差額は2か月で144円、1か月にしますと72円ということで、影響は少ないものと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、最後の日本創成会議の試算についての市の見解はというご質問です。

議員ご指摘のとおり、旭市は辛うじて45.1%の減少ということで消滅可能性都市ということには免れましたが、このことは旭中央病院等があるおかげだというふうに思っています。いずれにしても危機感が高く持っておりまして、そのことを踏まえながら旭市総合戦略の人口ビジョンを独自に推計しております。日本創成会議が試算した期間からさらに20年後の2060年までの推計をしておりまして、合計特殊出生率や転入、転出による社会増減を改善することで将来人口を4万8,000人としているところでございます。

人口減少につきましては、地域の将来を決定づける大きな要因の一つとなりますので、総合戦略では特に人口減少に歯止めをかけるべく施策を計画し実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ありがとうございます。

今、消防長から答弁をいただきましたけれども、3年の平均約10件ほどあります。平成22年から平成26年までの年間15件、平均ですね。それから平成26年の年間20件は多いとしても、年間約10件から15件ですが、あります。このような件数です。

それで、2番目の再質問に移ります。

これらの焼け跡の処分ですけれども、後始末についてリサイクル法などの新しい法律ができて、分別しなくてはなりません。業者の負担が多くなりかねないわけでございますけれども

も、被災者にとって大きな負担となることは知ってのとおりです。着のみ着のままで焼け出されたことを考えると、何とかできないものかと感じます。

また、資金のある方は早く再建できます。業者に頼むだけの資金がない方は、資金のめどが付くまでそのまま放置してしまうわけでございます。そうすると、我々市内を回っていると1年近く焼け跡がそのままになっている状況も見受けられます。近所の住民の不安、また景観を損なうものでございます。このような事案が今後増えてくると思います。土地などを担保に市が代執行できるようにしなくてはならないと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の（2）の後始末の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 公的な形での助成というような意味合いなのかと思っております。

今現在、火災の後始末にそういった公的な助成というのはないのが現状であります。火災家屋自体、これについては焼損家屋になりますけれども、火災残渣というような形で一般廃棄物等に分類されるというのはご存じのとおりかと思っております。ただ、これが代執行までということであれば、冒頭申し上げたとおり人の所有物、財産でありますので、そこまでの形での代執行は今ではできないという状況があるということでご理解いただきたいと思っております。

この一般住宅の焼け残りになる火災残渣につきましては、今後研究が必要なのかなど、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほど分別しなくてはならないということを言いましたけれども、緊急のことですので解体作業をスムーズに行えるように、仮に仮置き場を指定して1か所に搬送してそれから分別するシステムはできないのか伺いたいですけれども。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

市のほうで土地を借り上げてというようなことではございますが、いずれにいたしましても火災に遭われた方は大変お気の毒なところはありますが、どうしてもクリーンセンターで受け入れていくという部分につきましては、分別が第一ということで、家財であるとか材木であるとかその辺しかクリーンセンターのほうでは処理をすることができませんので、それ以外につきましては当然専門の業者のほうへ委託というかお願いをして、発生元の家屋の持ち主であるとかその辺の方に処理をしていただくということになるかと思っております。ただ、ク

リーンセンターで受け入れられるものにつきましては処分料、そちらのほうは減免をさせていただきます。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今の答弁を聞きましたけれども、今現在の家屋というのは昔と違ってサイディングとかさまざまなものがあります。そうした場合に、やはりここの申請書ですか、一般廃棄物処理手数料減免申請書というのが環境課にありますけれども、やはりこれは、これを見てみると産廃の部分でお金がかかってしまうというのがあります。そうした場合にも、やはり運ぶ時に運賃が出るし、そういった意味ではやはり何らかの手を打って、やっけないと、やはり震災の時も同じようにありましたけれども、震災の時と同じような感覚で考えていただきたいと思うんですね。失火といっても、これは被災ですから、災害と同じように考えないと、これはちょっと、これからの先のことを考えると厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、これから先、前向きにひとつ検討をお願いしたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 後始末について、大変不自由な部分で片づけられないというのが市内に結構あります。私も回ってみますと、まだ片づけていないというような所があります。事情はいかにあろうか分かりませんが、そういった部分で今後は、やはり先ほど総務課長から話がありましたように、研究、検討していかなければならないのかなと、そのように思っているところでありますので、早速にでもそういった部分で今後の対応について検討していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 市長より前向きな答弁をいただきましたので、これからぜひこういう形のものを作っていただきたいなど、このように思います。

次に、B型肝炎ウイルスの再質問をいたします。

この10月から行うということですので、このことは広報とかでお知らせをお願いしたいと思います。このB型肝炎ウイルスは、A型、C型よりも劇症肝炎に、それから肝硬変になる確率が高くなります。保育所、幼稚園、小学校などで母子感染した子から感染をします。定

期接種では、ただいま答弁をいただいたとおりゼロ歳児のみですので、1歳から7歳までの子どもたちが該当しない旭市では、3,629人の子どもたちがおります。この子どもたちを救うための任意接種はできないのかどうか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） ご質問で1歳以上のお子さんに対して任意接種ができないかということですが、この任意接種の助成ということでお答えしたいと思います。B型肝炎ウイルスに感染してキャリア化する割合が極めて高いとされる1歳未満のお子さんに対してこのたびこの定期接種化が予定されたことで、感染の危険性は大幅に軽減されたということになると思われ。また、日常的な生活をして生活習慣をきちっと守っている限り、感染の危険性はほとんどないとされておりますので、市といたしましては今のところ助成の予定はございません。10月から定期接種が開始されようとしている現段階でございますので、まずは定期接種の実施に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 未来ある大切な子どもたちなんですね。さっき言いましたけれども3,629名ですか、このぐらいなんですね。ゼロ歳児が打ち終わりますと、あと5年間の方になります。そうするとだんだん人数が減ってきますので、最高長くてもこれは7年で終了していきます。そういうふうにと考えると、今この手元に幼児と小児ということで資料があります。6歳未満で感染した小児の30%から50%が慢性化する、感染が慢性化するというデータが出ております。こうしたデータがあるので、慢性化した子どもたちのうち、成人になって20%から30%は肝硬変や肝がんへ進展するというふうに言われております。

確かに日本のワクチン接種というのは海外と比べると、この資料にもありますけれども海外では75%ぐらい、このB型肝炎をやっているんですね。しかし、日本はまだ13%ぐらいなんです。ですので、まずこの残された就学前の児童、これをぜひやっていただけるような前向きな検討をよろしくお願いをいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） それでは、近隣の状況等を検討しながら、今後前向きにまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 4分

再開 午後 3時15分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 前向きな答弁をぜひお願いしたいと思います。

次に、特定入所者介護サービスの再質問をいたします。

特別養護老人ホームにおいて認知症高齢者が利用できる介護サービスの内容、それから本人の所得により個人負担に差が出るのかどうか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 認知症高齢者が特別養護老人ホームへ入所した場合の介護サービスの内容と、本人の所得により個人負担に差が出ることについてお答えいたします。

初めに、施設で利用できる介護保険サービスの内容ですが、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練等の世話が主なサービスとなります。これらは個人負担が1割で、残りの9割が介護保険での支払いとなっております。ただし、昨年8月からは本人の合計所得金額が160万円以上になりますと、制度改正により個人負担が2割に引き上げられました。また、このほかに利用者負担としまして施設の居住費、食費、共用娯楽費等があります。これらは原則全額本人負担となりますが、特定入所者介護サービスという制度によりまして、住民税非課税世帯で預金等が1,000万円以下の方、あるいは夫婦で2,000万円以下の方については居住費と食費の負担が軽減されております。

なお、要介護3でかつあまり手がかからない高齢者の場合の月額の個人負担額は、多床室へ入所の1割負担の方で9万円前後、ユニット型の個室入所の方で12万円前後となるようでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これも認知症の高齢者がグループホームへ入所する場合に、居宅と区分されるわけでございますけれども、特別養護老人ホームへの入所と違って特定入所者介護サービスが適用されないわけです。ですからこのような金額に、9万円から17万円ですか、そのぐらいになってしまうということですね。この個人の負担の軽減を図る意味で、非課税世帯の認知症高齢者に限り、市で一部補助をすることができないかどうか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 認知症高齢者、特に非課税世帯の方に対するグループホームの利用に対して補助できないかというご質問なんですけど、今後、認知症高齢者がますます増えてまいります。その中で市単独の支出となりますと、かなり介護保険会計を圧迫していくおそれがありますので、今の段階ではできないということをご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今、高齢者福祉課長のご答弁にありましたけれども、これが国の制度で、今、漏れてしまっているわけでございますけれども、この後は救う道というのはないわけです。そうすると、我々の所にもいろんな相談があります。そういった相談者が本当に困って相談に来るわけですけども、どうしても手だてがないということでもあります。そうした意味から、最後のとりでとして、市の行政が最後のとりでとなるわけですけども、やはり今そういうふうには市民も、それからみんな高齢社会が来て、高齢者が多いという形ことはみんな知っているわけですね。そうすると、考えてみたら、最後のとりでですから、やはり予算がないということでばつと切るよりは、ぜひ前向きに調査、それから研究をして旭市として何が今できるのかということを考えていただければと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今の認知症の関係なんですけど、2012年現在で全国で462万人いるということを国は言っています。それで2025年には700万人になると。その中で、国・県のほうもある程度その対策ということで今いろいろ検討しているようですので、市としてはその辺の検討の改善を期待して注視していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 最後のとりでをばつと切られると、やっぱり生きる希望というのが

なくなってしまうので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

それから、次に移ります。次の公共料金について質問をいたします。

震災時、災害住宅に入居した方がおりましたけれども、水道代が高いとよく聞いておりました。その時は5%だったんですけれども、水は生きていくために必要不可欠なものなんですけれども、基本料金内の使用料で済んで、使用料までいかない方もおります。ですので、低所得者非課税世帯にも8%基本料金が上がっているわけです。消費税をかけております。この8%を減免できないかどうか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 非課税世帯あるいは生活保護世帯という意味合いだと思いますけれども、それに対しての減免措置ができないかという質問だと思います。

生活保護世帯あるいは非課税世帯に対しまして減免措置をしている水道事業者は事例としてありますけれども、生活保護費の中に水道料金相当額が含まれており、二重の軽減措置になるという理由で、最近は減免制度の見直しや廃止をしている水道事業者が多くあります。

このような事情や近隣の事業者の状況を見ますと、減免措置を新たに設けるということは考えていないということをご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これから恐らくそういった状況が、事態が出てくると思います。この5,000円以内で、五千幾らでしたっけ、それだけの料金です。金額も少ないですので、これも検討の一つかなと思いますので、ぜひ検討を加えていただきたいと思います。

次に、再質問として旭市の人口対策ですけれども、この人口対策について試算した結果、旭市は5万人を割るといようなお話がありました。これから先、今現在やっている人口減少対策、こういったものはあるのか、また新しい人口減少対策の施策を考えているのか、これを伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 人口減少対策についてのお尋ねです。

各種人口対策につきましては、旭市総合戦略の中に位置づけしております。例を申し上げますと、まず旭市へ転入し定住を促進するための定住促進奨励金、それから就労の場の確保の観点から創業者等への支援、また少子化対策として出会いの場創出事業をはじめ、出産祝

金支給事業や乳幼児紙おむつ給付事業、第3子以降の保育料の無料化、子ども医療費助成事業などに取り組んでおります。

中でも、新規事業はというお尋ねです。出産祝金支給事業におきましては、現在第3子に対して祝金を支給していますが、これを第2子にも支給できるように拡充し、さらに、新規事業ということで親と子どもの絆プロジェクト事業などを新年度予算に計上しているところでございます。

今後も、人の定着支援や魅力ある雇用の創出、子育て環境などを充実させて人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活性化にもつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ありがとうございます。これは専門の、人口減少対策について常設の組織を置いて、本気になって取り組む必要があるのではないかなど、このように思います。ぜひそのところを考えていただいて、この人口減少を何とか食い止めてもらいたいと、このように思いますのでよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開催いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分